

1	會議名	決算特別委員会		
2	日時	令和元10月1日(火)	10時00分開会	15時20分閉会
3	場所	議場		
4	出席委員	仮屋園一徳委員長、濱田洋一副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員		
5	欠席委員	中面幸人委員		
6	事務局職員	次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸		
7	説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局 局長 早瀬 則浩 君 係 長 本藏 雄一 君 ・監査委員会事務局 局長 藺畑 雄二 君 ・選挙管理委員会事務局 局長(兼) 藺畑 雄二 君 係 長 上脇 重樹 君 ・会計課 課長 平田 寿美子 君 係 長 新町 勝利 君 ・スポーツ推進課 課長 小中 茂信 君 課長補佐 大下本 護 君 係長 大漉 昭裕 君 ・総務課 課長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子 君 係長 前田 敏 君 係長 尾上 覚史 君 係長 尾上 謙一郎 君 係長 大野 裕人 君 ・総務課消防係 参事の場 博俊 君 係長 牛之濱宏信 君 ・企画調整課 課長 山下 友治 君 課長補佐 寺地 英兼 君 係長 岩下 亮一 君 係長 湯田 矢凡 君 ・税務課 課長 垂 義継 君 課長補佐 新町 博行 君 係長 中園 修 君 係長 上脇 栄子 君 ・福祉課 課長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君 		

園 長 永田 靖子 君 係 長 中野 美紀 君
係 長 栗林 鉄矢 君 係 長 宇都 貴子 君

8 会議に付した事件

認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)

認定第4号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(交通災害共済特別会計)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

去る9月25日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第3号 簡易水道特別会計認定第4号 交通災害共済特別会計、認定第5号 介護保険特別会計、認定第6号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 平成29年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について、以上7件であります。

はじめに、審査日程については、先の委員会で決定したとおり、本日から10月4日までの4日間といたします。なお、各課等の審査順は、お手元に配布してあります審査日程表のとおりとし、都合によっては時間及び日程の変更も考慮のうえ、審査していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、審査の方法についてですが、各所管において、歳入歳出決算書のほか、提出されている全書類により審査することとなります。所管課長等の説明は、平成30年度の各事業等の成果説明書、決算事項別明細書及び決算に関する説明書により説明を受け、その後各委員の質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。なお、質疑は一問一答形式とし、議題外にわたらず、簡潔明瞭に、ページ数と款、項、目を言ってからされるようお願いいたします。

さらに、現地調査につきましては、議事の進行上、3日目の審査終了後にお諮りいたします。また、全所管の審査終了後にお諮りしておりました総括した質疑につきましては、これも議事の進行上、3日目の各所管課の審査終了までの分は3日目の質疑終了後においてお諮りしたいと思います。4日目の所管課に関しては、その質疑終了後にお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、本決算審査の目的、意義について、改めて御案内いたします。決算審査については、当該年度に議決した予算が趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されているかどうか、そのことによってどのような行政効果が発揮できたか。さらに、今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきかが着目点であると言われております。つまり、行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用であります。

○認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

仮屋園一徳委員長

それでは日程表にしたがい、認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。

議会事務局の入室をお願いします。

(議会事務局入室)

それでは局長の説明を求めます。

早瀬事務局長

それでは、議会事務局所管の事項について御説明いたします。初めに、歳出の概要について御説明をいたします。決算に関する説明書の25ページをお開きください。

1款議会費の予算現額は1億3,307万6千円、支出済額は1億3,171万33円、差額であります不用額が136万5,967円、予算現額に対する執行率は98.97%となっております。一般会計支出済額における議会費の構成比は1.05%、対前年度の決算額と比較しますと164万5,948円の増となっております。内訳としましては、増額では、会議録検索システム運用業務委託料として320万円の増、減額では、議員辞職に伴う報酬91万円と議員共済負担金75万円の合計166万円の減であります。

それでは、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は19ページをお開きください。事項別明細書のほうで各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。1節報酬は、議員16名と嘱託職員1名分の報酬であります。2節給料は、職員4名分の給料であります。3節職員手当等は、議員16名分の期末手当と職員4名分の期末勤勉手当が主なものであります。4節共済費は、市議会議員共済会負担金約1,928万円と職員共済費約543万円が主なものであります。8節報償費8千円は、議会だより掲載のクイズ正解者への商品券贈呈、4名分であります。市議会だより発行50周年、第200号を記念し、議会活動を市民へ広く啓発するとともに、紙面及び議会への要望・意見を収集するためにクイズを実施し、正解者のうち抽選で5名に商品券2千円を贈呈しようとするものでありました。結果、応募者は5名、うち正解者が4名であったことから、4名に商品券を贈呈したところであります。

9節旅費は、議員の費用弁償約199万円、職員の普通旅費約107万円が主なものであります。不用額の68万5千円は、年度末までの議長等の旅費を留保していたものであります。10節交際費は、議長等が出席した各種会に係る会費等が主なものであります。11節需用費は、市議会だよりの印刷製本費約72万円、新聞購読料や参考図書追録代約33万円が主なものであります。12節役務費は、郵便、電話料等の通信費が主なものであります。13節委託料は、会議録反訳印刷製本業務委託料約125万円のほか、平成30年度は会議録検索システムについて約320万円で業務委託しました。検索対象は、平成17年第1回定例会から平成29年第4回定例会までの13年分の本会議の会議録であり、今年1月より運用開始し、9月末までに累計で3,657件のアクセス数があったところであります。

次に、14節使用料及び賃借料は、議長公務時のタクシー使用料であります。18節備品購入費の執行はありませんでした。19節負担金補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国、九州、県それぞれの議長会等の負担金62万100円が主なものであります。

次に歳入について御説明します。決算に関する説明書の21ページをお開きください。

19款諸収入5項4目雑入の議会事務局所管分は、上から8行目の雇用保険料のうち5,040円が事務局嘱託職員分であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

山田勝委員

議会事務局の予算をずっとこう、決算を見ていましてね、例えば不用額が、旅費が大変残ってます。そしてまた、交際費も残ってます。含めてね、使わないかんとおきにね、工夫して使わんのじゃないかなという気がするんですよ。交際費にしても旅費にしても。だから、例えば交際費、旅費というのはどういふのを基準に使ってるんですか。

早瀬事務局長

まず、不用額の件であります。これにつきましては補正をしてから3月まで対応できる旅費を残すということで、特に委員会等での、九州管内の出張が公用車で行った場合に、本来でありますと、交通機関を使っていた、そういう部分で極端に20万が5、6万で済むとか、そういう部分がありまして、執行残になったところであります。それと交際費につきましては、30年度の内容としまして、議長等が出席した会費の負担金というのが28件、会費がない場合等の飲み物贈呈、これは焼酎等を出しているわけですが、これが30件。そして慶弔関係が1件、その他としまして、阿久根会等の郷土会、そちらのほうの土産の負担金が4件というような負担割合となっております。以上です。

山田勝委員

例えば、常任委員会で研修に行くでしょう。そのときに行くところに土産を持って行きますよね。今度は逆に阿久根にも研修に来ていただく場合がありますよ、その場合もお土産か何か持ってくるじゃないですか。そういうときの対応はこの交際費でするんじゃないんですか。

早瀬事務局長

土産等につきましては、こちらのほうで負担する部分とあと、一部需用費の中で対応する部分もございます。

山田勝委員

あなたは需用費で対応するのと交際費で対応するのと、どちらが適切だと思ってるんですか。

早瀬事務局長

土産等については、交際費等使いますが、向こうから研修視察に来られたときの茶菓子代とか、そういう部分を需用費で賄っているということでございます。

山田勝委員

何でこう言うかと言うと、交際費が42万円予算を組んで、13万7千円残るといふことにね、あんまりけちけちけちけちしないで、ちゃんとやっぱりせないかんのじゃないかと私は言いたいんですよ。使こたっがわからか、使わんがわからかじゃないです。けちけちしないでやったほうがいいんじゃないですか。例えば、向こうから来られて、今夜はどっか市比野に泊まるとか、どっかに泊まるという場合にはですね、焼酎でもやるとか、かねて平生はそういうね、慣例だったという気がするんですけどね。今、どっかに行ってもね、そんなのは

ありますよ。どっか研修に行って泊まるんでしたら、この焼酎を飲んでくださいというのもありますよ。そういうのも含めてね、やはり官官接待がいかんとかんとか言われて、あまり萎縮し過ぎてはね、いいものもよくならないんだけど、どうなんですか。

早瀬事務局長

研修に来られて、阿久根で宿泊される場合には焼酎等を出しております。以上です。

山田勝委員

そういうことでね、私は何も使ったのが悪いんじゃない、もうちょっと使わないかんとところは使わないかんのじゃないかという話をするんですよ。それともう一つですね、旅費の中で、この前、去年台湾に、市長の視察のときに局長が行く、何で局長が行く必要があったのかとこういうふうに言ったんですけれどもね。そのほかについても、例えば、議長会に行くときにはもちろん事務局職員がついて行かないかんですが、議長が何かの理由でですね、議長が議長会とか何とか、それは当たり前の話ですけど、執行部が計画するのに、一緒に行ってやるというようなことにはね、果たして事務局職員まで行く必要があるかと思ってるんですよ。なんでと言いますと、自分も議長をしたときなるべくね、自分1人で行けるところは1人で行ってきましたよ。そういうことで、そういう話をするんですが、どうですか局長、去年の状況は。

早瀬事務局長

議長会等の場合は、会の前段で事務局長会というのがありますので、必ず事務局長が行くようにどこもしております。先ほど言われましたように、議長等が要望活動等、市の計画によって行かれる場合は、先日の会は議長と議員の方に行ってもらいましたが、一部市長等の日程が、こちらの日程と、市長部局がほかの用事等もあってということで、その辺が合わないときにはこちらのほうもきちんと随行をつけて出すというような形にしておりますが、あとはまた議長のほうにお話ししたいと思います。以上です。

山田勝委員

最終的にはね、議長が行つがと言え、行かなくて言うがならんところが事務局長ですよ。でも基本的にそういうのを考えてですね、節約できるところは節約し、ちゃんとしていかないかんじゃないですかという意味で言うんです。こんな言いにくいことは言いたくないんですよ、みんな。私は先も長くないし、自分の体験したことですからね、厳しいことを言いますがね、以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(議会事務局退室、監査事務局入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

監査事務局長

それでは認定第1号中、監査事務局の所管事項について御説明いたします。

はじめに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は23ページをお開きください。

2款総務費1項10目公平委員会費の予算現額31万2千円に対し、支出済額は、20万4,349円、不用額10万7,651円で、執行率は65.5%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて、御説明いたします。

1節報酬の5万1,300円は、公平委員3名分の公平委員会、ほか各種会合への、出会時の報酬であります。9節旅費の10万1,920円は、全国公平委員会連合会本部研究会等の出会旅費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の4万7千円は、決算に関する説明書の、備考欄に記載してあります、県及び全国の公平委員会連合会への負担金並びに会議出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は31ページをお開きください。2款総務費6項1目監査委員費は、予算現額1,545万8千円に対し、支出済額は1,523万720円、不用額22万7,928円で、執行率は98.5%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬の166万5,600円は、監査委員2名分の報酬であります。2節給料から4節共済費は、職員2名分の人件費であります。9節旅費の44万2,980円は、全国及び九州地区等の、監査委員会総会及び研修会等の、出会旅費が主なものであります。18節備品購入費の1万800円は、監査事務局用参考図書の購入であります。19節負担金補助及び交付金の4万3千円は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります九州各市監査委員会ほか3件の会費負担金と各種会議等の出席負担金であります。

歳出につきましては、以上であります。

歳入につきましては、該当がありませんでした。

以上で、監査事務局の所管事項について、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一議員

29ページ、2款10項のですね、公平委員会費ですけども、この職員からの措置の要求ですか、あるいは不服申し立ては実際にこの年度はあったんでしょうか。

蘭畑監査事務局長

過去5年間においてはございません。直近では平成23年度に1件ございました。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、選挙管理委員会所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

菟畑選挙管理委員会事務局長

それでは、認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管事項について、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は28ページをお開きください。2款総務費4項、1目選挙管理委員会費は、予算現額1,005万4千円に対し、支出済額990万5,796円、不用額14万8,204円であり、執行率は98.5%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて御説明いたします。

1節報酬の180万7,200円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。9節旅費の14万8,810円は、九州都市選挙管理委員会連合会及び鹿児島県各市選挙管理委員会連合会総会に係る旅費が主なものであります。11節需用費の27万4,464円は、選挙関係書籍追録購入が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の5万8,100円は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります九州都市選挙管理委員会連合会、ほか3件の連合会への負担金及び会議出席負担金であります。

次に、2目選挙啓発費につきまして御説明いたします。予算現額15万7千円に対し、支出済額14万64円、不用額1万6,936円であり、執行率は89.2%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて御説明いたします。

8節報償費の5万5千円は、明るい選挙推進協議会委員への各種会合等への出会謝金であります。19節負担金補助及び交付金の8万3千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会への負担金であります。

次に、6目県議会議員選挙費は、本年3月29日に告示しました県議会議員選挙の経費のうち、平成30年度中に執行した経費分であります。予算現額223万7千円に対し、支出済額203万5,988円、不用額20万1,012円であり、執行率は91.0%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて御説明いたします。

1節報酬の1万600円は、告示日における、立候補届出の受理に係る選挙長の報酬であります。3節職員手当等の14万9,823円は、職員の時間外勤務手当であります。7節賃金の28万9,584円は、臨時職員3人分の賃金であります。11節需用費の49万1,930円は、選挙啓発用の横断幕、

選挙用書籍、事務用品の購入であります。12節役務費の65万5,408円は、投票所入場券発送の郵便料であります。13節委託料の37万4,043円は、ポスター掲示板設置に係る委託料であります。19節負担金補助及び交付金の5万5千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会共同啓発事業に係る負担金であります。

次に、7目市長選挙費は、昨年12月23日に執行しました阿久根市長選挙に要した経費であります。予算現額931万4千円に対し、支出済額898万5,398円、不用額32万8,602円であり、執行率は96.5%となっております。

それでは、各節ごとに、歳出の主なものについて御説明いたします。

1節報酬の346万7千円は、17投票区の投票所及び期日前投票所の投票管理者、立会人、投・開票事務従事者等の報酬であります。3節職員手当等の14万7,064円は、職員及び期日前投票事務従事者の時間外勤務手当であります。

事項別明細書は、30ページをお開きください。7節賃金の77万3,284円は、臨時職員4人分の賃金であります。11節需用費の94万3,877円は、入場券、投票用紙、選挙公報の印刷代や選挙用物品の購入が主なものであります。12節役務費の188万5,648円は、選挙運動用通常ハガキ、及び投票所入場券発送の、郵便料が主なものであります。13節委託料の69万310円は、ポスター掲赛场建込及び撤去料が主なものであります。14節使用料及び賃借料の20万554円は、投票所の借上料、開票所照明機器借上料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の81万3,581円は、選挙公営費、68万2,559円と、不在者投票指定施設における投票事務負担金13万1,022円であります。

以上で、歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金の203万6,844円は、県議会議員選挙における県の委託費及び在外選挙人名簿登録事務委託費であります。

以上で、選挙管理委員会事務局の所管事項についての説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

今回の選挙でですね、投票所がいろいろ変わっておりますけれども、投票所の変更については苦情とかはなかったですか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

特段の苦情はなかったです。

牟田学委員

ということは、今後の選挙についても今の投票所ですということですか。

蘭畑選挙管理委員会事務局長

はい、今の状況で行いたいと思います。

牟田学委員

はい、わかりました。

山田勝委員

市議会議員選挙はこの予算じゃないですのでね、市長選挙だけ聞くんですが、投票率は何パーセントでしたか。

菌畑選挙管理委員会事務局長

71.65%です。

山田勝委員

市議会議員もですね、大体こんなところだったんですよ。だから、市長選挙については興味のない人もいるだろうという気もしたんですけど、市議会議員の選挙もひっくるめて考えますとね、近ごろ行きたくても行けないという人が多いんですよ。車がない、あるいは場所が遠いとかというようなことで、だから今後、投票の仕方についてね、私は研究しなきゃならないと思うんですよ。今、牟田委員との質疑の中で、苦情はなかったよ、何もなかったよじゃなくて、やはり日本国民として生まれておって、義務と権利の関係からすればですね、やはり選挙、投票せないかんという権利があるし、また投票に行かないかんという義務があるし、投票しなきゃならない自分の考えをちゃんと投票するという権利があると思うんですよ。そういうのをね、国民に等しくなるべく多くの人に参加してもらおうように対応せないかんと思うんですが、今、課長の説明の中で、苦情はなかったですよ、苦情はなかったで終わりじゃなくて、より多くの人に投票していただくようなそういう方法を考えないとはいけないと思うんですが、きょうは結論は出ないと思いますよ。でも選挙管理委員会とかですね、検討してほしいと思うんですよ。例えば、来れない人のためには、例えばバスで連れてけえとか、いろんな方法があると思いますけどね、バスにも乗れない、バス停までも行けないという人もいますよ。ですから、例えば1週間なら1週間のうちにそれぞれの区長さんのところでですね、投票箱を胸に下げて、選管の人が一緒にですね、各区を回るとか。そういう投票をしていただくために、投票していただくんですよ、投票箱を持って。そういうふうにしなないとね、今後投票率は絶対上がりませんよ。これは自分のことに、行たて入れたいことはやまやまなんですけど、行きゃならんでやと言われればな、どげんでんしてという話も言えないし。あるいは以前はですね、かるてどげんしても行かないかんという日もありましたよ。だから今、病院で入院してる人、施設に入院してる人というのは、非常に自分の意思のはっきりした人でないと投票できないでしょう。そういう時代を迎えて、もう年々投票率が下がってくるという気がするので、これはやっぱりあなた方も、阿久根方式というのを考えついて、投票率を上げる方法をぜひ研究してほしいと思います。いかがでございましょうか。

菌畑選挙管理委員会事務局長

現在、田代地区並びに隼人地区、大漣も含めますが、そこにつきましてはバスの移動手段を利用してもらってるところなんですけど、たしかに利用されている方も少ない状況です。今、選挙管理委員のほうに提案していますが、期日前投票所の拡充、先ほどおっしゃったように、期日前投票所にも行けないという方もいらっしゃると思うんですが、今、選挙管理委員のほうに進言してま

すのは、期日前投票所の拡充。脇本地区公民館で行う、大川出張所で行う、そこは今、検討していただいているところでございます。

山田勝委員

私が言うのはね、そういうできるだけ仕事すごんなかという気持ちじゃなくて、なくてですよ、阿久根方式というようなね、投票率の上がる方法を考えてよ。私の言うとおりましたらね、全国レベルであんたたちが放送されますよ、報道されますよ。そういうのもね、してもいいのじゃないですかと、今やっつてるのが悪いて言わん。難儀やっても次の手段を考えてですね、国民の権利を凝視できるように、義務を凝視できるような形にしてくれることが公務員の仕事ですから。そこは本当に受けとめてですね、局長と自主的にやってらっしゃる方もいらっしゃるんで。だから、そこまでやらないとね、行政サービスの徹底じゃないよと私は言うんですよ。すごんなかいぎせんでんいっちょんかんまんて、じえんなあたい前くらったって。だから、そういう気持ちで取り組んでほしい。お願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会退室、会計課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

平田会計課長

それでは、会計課所管の事項について御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき歳出から御説明します。

決算に関する説明書は26ページ、事項別明細書は21ページをお開きください。

第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費であります。予算額49万6千円に対し、支出済額43万2,091円、不用額6万3,909円であり、執行率は87.12%であります。支出の主な内容についてであります。まず、9節旅費の支出済額5万4,560円は、県都市会計管理者会や会計事務研修会などの出席に伴う旅費であります。次に、11節需用費の支出済額12万5,815円は、図書追録代や事務用品購入などが主なものであります。12節役務費の支出済額18万8,356円は、口座振込みでの支払いに係るデータの伝送システム利用手数料12万9,600円及びその電話料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の支出済額5万2,560円は、県都市会計管理者会の負担金や会計事務研修会等の出席負担金であります。

次に、決算に関する説明書は67ページ、事項別明細書は68ページをお開きください。第12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料の予算額7,135万6千円のうち、会計課所管分の予算額は58万5千円でありま

すが、一時借入の必要がなかったため、支出はありません。

次に歳入について、御説明します。

決算に関する説明書は20ページを、事項別明細書は16ページをお開きください。第19款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子の収入済額33万1,282円は、歳計現金の預金利子であります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑ありませんか。

なければ認定第1号中、会計課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(会計課退室、スポーツ推進課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

小中スポーツ推進課長

スポーツ推進課所管の事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の227ページをお開きください。あくねボンタンロードレース大会については、第35回の記念大会としてゲストランナーに谷口浩美さんをお迎えし、開催しました。近年、ほかの大会と競合するようになってから減少傾向でありましたが、本大会には2,291人の参加があり前年度より172人増加いたしました。また、特産品フェアを雨天練習場の中から外に移動して開催したことで賑わいのある会場となったところです。

次に229ページのB&G海洋センター体育館改修事業は、B&G財団からの助成金2,410万円をいただき、7,851万2千円の事業費で実施しました。改修内容としましては、外壁塗装や屋根防水のほか、音響改修、床改修、LED照明及びトイレ・シャワー室の改修などを行い、施設利用者の利便性向上が図られたところです。

230ページの総合体育館空調設備修繕は、2機ある空調設備のうち1機を昨年引き続き実施しました。設置後20年以上が経過していたことから、故障する頻度も高く、その都度修繕等を行っていましたが、改修によりトラブルも解消され、施設利用者の利便性向上に寄与したほか、来年の国体開催に備えた環境整備が図られたところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて、歳出から御説明します。

事項別明細書65ページ、決算に関する説明書64ページをお願いします。

10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費は、予算現額9,422万2千円に対し、支出済額9,337万2,660円で、99.1%の執行率であ

ります。1節報酬182万9,200円は、スポーツ推進委員の委員報酬と地域おこし協力隊1名の嘱託員等報酬であります2節給料から4節共済費までの支出済額は、職員5名分の人件費であります。14節使用料及び賃借料58万1,628円は、地域おこし協力隊の住宅使用料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金1,465万6,383円は、決算に関する説明書の65ページにかけて記載してあります各協議会等への負担金のほか、競技会等参加補助金及び合宿等誘致推進補助金であります。

25節積立金4,010万548円は、国民体育大会運営等基金への積立金であります。なお、かごしま国体については、昨年6月に燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会の第2回総会を開催し、平成30年度の事業計画及び収支予算書を承認いただき、これに基づき事業執行を行ってまいりました。主な事業としましては、6つの専門委員会において、基本計画等に基づく各種実施要項等を策定するとともに、先進地の視察研修、横断幕や啓発グッズの作成、絵画コンクールなどの広報活動を行うほか、競技会場の設計業務などを実施したところです。本年度は、スポーツ推進課内に国体係が設置され、現在、係を中心に準備を進めていますが、デモンストレーションスポーツのビーチフラッグス大会と遠泳のリハーサル大会を既に実施しております。また、ボクシング競技のリハーサル大会として11月には第89回全日本ボクシング選手権を開催する予定でありますので、これらのリハーサル大会の実施を踏まえ、反省や検証を行いながら、来年度の国体に万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、10款6項2目体育施設費は、予算現額7,358万9千円に対し、支出済額7,221万4,869円で、98.13%の執行率であります。1節報酬402万6,888円は、体育指導・施設管理嘱託員2名分の報酬であります。7節賃金168万6,961円は、臨時職員1名分の賃金であります。

事項別明細書は66ページをお願いします。11節需用費3,774万1,303円は、消耗品や電気水道料の光熱水費のほか、修繕料が主なものであり、修繕料のうち総合体育館の空調設備吸収冷温水機1号機の修繕として2,160万円を支出しております。13節委託料2,178万5,947円は、決算に関する説明書に記載の委託料で、除草管理業務、浄化槽清掃業務、樹木管理業務など総合運動公園内の施設の維持管理業務が主なものであります。15節工事請負費199万8千円は、総合体育館2階トイレ改修工事を実施しました。

決算に関する説明書は66ページをお願いします。18節備品購入費329万6,808円は、バレーボールネット及び支柱のほか、野球用防球ネット、トレーニング機器1台などの購入であります。

次に、10款6項3目海洋センター管理費は、予算現額9,538万6千円に対し、支出済額9,467万3,481円で、99.25%の執行率であります。8節報償費142万1千4円は、チャレンジアップスイミングや水泳教室に係る講師謝金が主なものであります。11節需用費430万2,381円は、B&G体育館及びプールの光熱水費や燃料費が主なものであります。13節委託料955万6,963円は、施設の維持管理に関する業務のほか、プール一般開放監視業務及びB&G海洋センタープール木質バイオマスボイラー設置工事設計業務の費用であります。15節工事請負費7,851万2千円は、B&

G 海洋センター体育館改修工事費であります。

次に歳入について説明いたします。

事項別明細書 6 ページ、決算に関する説明書 11 ページをお願いします。12 款使用料及び手数料 1 項 7 目教育使用料 5 節保健体育使用料 5 8 0 万 9, 0 8 5 円のうち学校給食センター占用料 1, 1 0 0 円を除く収入済額で、総合運動公園及び海洋センターの施設使用料と照明施設使用料等であります。

事項別明細書 13 ページ、決算に関する説明書 19 ページをお願いします。15 款財産収入 1 項 2 目利子及び配当金 1 節利子及び配当金のうち、スポーツ推進課所管は、決算に関する説明書の基金利子の一番下、国民体育大会運営等基金 1 0 万 5 4 8 円であります。

事項別明細書 17 ページ、決算に関する説明書 21 ページをお願いします。19 款諸収入 5 項 4 目雑入 2 0 節雑入の収入済額のうち、スポーツ推進課所管分の合計額は、2, 5 1 8 万 3, 7 8 4 円で、海洋センター水泳教室参加料、総合運動公園自動販売機電気料、原子力立地給付金などのほか、決算に関する説明書 22 ページの中段に記載の B & G 海洋センター体育館改修工事などに対する B & G 財団からの助成金 2, 4 1 2 万 2, 6 7 6 円が主なものであります。

事項別明細書 18 ページ、決算に関する説明書 24 ページをお願いします。20 款市債 1 項 9 目教育債 5 節保健体育債 5, 4 4 0 万円は、B & G 海洋センター体育館改修工事に充当した過疎債であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

決算に関する説明書の 65 ページ。国民体育大会運営基金なんですが、今現在幾らになっているんですか。

小中スポーツ推進課長

今年度の積立を終りまして、合計で基金総額は 1 億 2 千万です。

牟田学委員

わかりました。

山田勝委員

保健体育総務費の中の内ですね、負担金補助及び交付金ということで、それぞれもろもろ大会がありますけれども、この阿久根市はスポーツを振興することによって観光するということですね、一生懸命補助をしたり、あるいは施設を拡充したりしながらやってるんですが、阿久根市に 1 年間に何人くらいの方がね、このイベントに参加して、市外からですよ、含めてでもいいですから参加しているか把握したことがありますか。

小中スポーツ推進課長

厳密に合宿、誘致等の補助金を支出している数で、集計で申し上げますと、平成 30 年度が 5 団体、5 つの高校、大学関係の学校がお見えになっております。それで、宿泊数と人数を掛け合わせたときが、延べで 2, 7 1 8 人でございます。ちなみに、平成 29 年度が 7 団体で、延べ宿泊数が 2, 8 9 9 人とい

う状況であります。以上です。

山田勝委員

それぞれの自治体がいろんなイベントをやってるから、そういう形で人もそこに集まってくるんですよ。そういう中で阿久根市は早くからやってるんだけど、なかなか伸びないかなという気もするんですよ。だから1つは、例えばですよ、パルティエダのサッカーの人は、阿久根の人が主宰をしてやってるけど、今はほとんど長島の客になってるよね。把握しているの、そういうところ。

小中スポーツ推進課長

すみません、もう一度。

山田勝委員

サッカーにね、パルティエダというチームがありますよね。御存じですか。

小中スポーツ推進課長

はい。

山田勝委員

その人が、遠くは東京あるいは東北からもですね、来ますよこちらに、合宿に、夏休みとかゴールデンウィークとかというときにね。でもそのときのイベントはほとんど長島の川床にある運動公園でやって、いろんなお手伝いをしていただいて、準備して、阿久根市の人がやってるけれども阿久根市が、あなたがじゃないよ、阿久根市がちゃんとしていなかったから長島にはってかれたということなんだが、そういうところは把握しているの。

小中スポーツ推進課長

パルティエダ単独の練習というのは、うちの施設を使って練習している状況は知っておりますけれども、そういった関係で長島のほうに合宿とかそういう関係で行かれてるということは、そこまで中身は知らなかったところです。

山田勝委員

知らなかったんじゃないくて、そういうのも知る努力もしないでね、何ができるのと言いたいんですよ。すごい人数ですよ。しかもほとんど泊りですよ。だから、川床のコミュニティー施設があるんでそこに合宿をして、そして非常に駐車場も長島町はつくってくれましたよ、上も下も駐車場をつくってですね、そういう大会ができるような仕組みでやってるんですが、そういうせっかく阿久根にあるのをね、調査不足、実態を知らないあなた方がですね、結局阿久根の財産を長島に持っていかれるということになるんですが、あなたは初めて知ったということですよ、結局こういうことを。初めて知ったんですか。

小中スポーツ推進課長

今の話については初めて聞いたところですがけれども、合宿については各自治体が競合するような形で、いろいろ取り組みをやっておりますので、阿久根市としてもその環境整備を行いながら、そういったことに力を注いでいかないといけないのではないかとというふうには考えております。

山田勝委員

もうそのことについてはね、もう手遅れだ。10年前から阿久根市にアプローチしたけど、アプローチしたけど阿久根市は取り組まなかったわけやっで、何にもしてくれない。例えば、阿久根高校の跡、あそこを貸してくれんか、グラウンドを貸してくれんか、それも貸せない。だからしょうがないからはって

かるしかないですね。だからそういう後手、後手、後手ですよ。後手、後手、後手。だからそういうのを自分のことにして、ちったいっ魂を入れてね、やらないと、あなたや大下本補佐ですか、そして大漣係長がおりますよ。大漣君は特に新しい頭脳で頑張ってくれないと、せっかくの財産をね、阿久根からほかのどこいさい持ってはってかれれば困る。彼らは長島でしたり、高尾野でしたりするんですよ。残念で残念でたまらない。だからそういう意味でどれくらいの方がスポーツ観光で阿久根に来ているんですかという話しをするのはそういうことなんです。私がこれだけ言ってもどうするかはあとはあんたたちが考えているかわからないけど、また来年、私もここに来たら聞きますよ。以上です。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の227ページ、阿久根ボンタンロードレース大会ですけど、これは以前も委員会で申し上げたんですが、大変歴史のある大会で、当時数十年前は確かにロードレースという言い方もほかの大会でもありましたが、今ですね、ロードレースというのをネットで検索すると、ほとんど出てくるのはサイクリング、自転車のロードレース大会のことです。マラソンと言うとフルマラソンではないということでマラソンという言葉は使わないということも考えられますが、よその事例を見ると、10キロあるいはハーフの大会でもマラソンという言葉はよく使われて、大会名ですね、使われております。このロードレースという言葉、時代と共に伝統を守ることだけではなくて、より多くのランナーを集めるためには変更も検討する余地はあるんじゃないかと思うと前も申したことがあるんですが、その点は検討はされたでしょうか。

小中スポーツ推進課長

ボンタンロードレース大会についてはことしで36回目ということで、伝統のある大会となっているところで、名称についてもボンタンロードレース大会、ボンタンという言い方で参加者はよく参加をされるんですけども、定着している名称ではないかというふうに考えております。たしかに自転車ロードの名称とか多く使われておりますし、他のマラソン大会でもまだロードレースという言葉を使っている大会もあるんですけども、今後、その大会の中身を大きく模様替えするとか、大きく変更する段階で名称を検討することも必要なのかなあというふうには考えております。部内でも話をしましたけれども、しばらくはまだボンタンロードレース大会という名称を使っていったほうがいいんじゃないかということと、実行委員会のほうにも少し話をさせていただきましたけれども、当分はこのボンタンロードレースという名称でいいんじゃないかという御意見等もいただいたところですので、そういった大きな変更等に合わせて検討するというのを一つの考え方としてはあるのではないかと考えています。

白石純一委員

ランナーが集まらなないと苦慮されているわけですから、ただ伝統にあぐらをかいて変えないということでは、本当に参加者もじり貧になっていく可能性がありますので、その辺りはより集客ということを考えれば積極的な名称の変更も私はするべきだと思いますので、その辺りも考慮いただければと思います。以上です。

牟田学委員

先ほどの山田委員の発言ではないんですけれども、今度の夏、武道館でボクシングの合宿があったんですよね。それはご存じでしたか。

小中スポーツ推進課長

はい、知っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

この際暫時休憩します。

(スポーツ推進課退室)

(休憩 11:09～11:20)

(総務課入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第1号のうち、総務課所管分について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書のほうの主なものを御説明いたしますので、成果説明書のほうの1ページをお願いいたします。

2款1項2目の職員研修については、職員の事務処理、政策形成能力等の向上を目的に実施をしております。30年度は、これまでの委託研修、独自研修に加え、副市長による研修会、総務省への研修派遣等を実施し、職務に対する意識を高め、事務処理の改善に取り組んだところです。また課題にも、記載しておりますが、採用後5年以内の職員数が、全体の4分の1を超えており、継続した研修体制が必要と考えております。

次に、2ページをお願いいたします。2款1項16目庁舎管理費の市庁舎長寿命化計画調査業務は、築40年以上経過しました庁舎を現状分析等を行い、今後の庁舎のあり方等について調査したものです。調査内容としまして、建物の劣化診断、利用状況調査等を907万2千円で実施をしております。事業の成果欄に記載しておりますが、外壁の爆裂、屋上防水補修の必要性のほか、庁舎建物の地盤沈下が明らかとなっております。課題に掲げていますが、地盤沈下の経年劣化を今後5年間行いながら、最小限の改修を行い、令和4年度以降に今後の庁舎整備の方向性を明確にすることとしております。

3ページをお願いいたします。9款1項4目災害対策費、災害対策用備蓄について、事業実施状況の欄になりますが、避難者等を1,500人と想定し、3日分の食糧、飲料水、毛布、災害時袋式トイレなどの生活必需品、ブルーシート等の資機材など記載のとおり備蓄を進めております。成果としまして、備蓄計画に基づき、一部を除き、目標数量の備蓄が完了し、避難対応の推進につきまして、県内でもトップクラスの備蓄状況となっております。課題としまして、

使用期限のあるものは今後計画的に更新していく必要があること、また引き続き、家庭内の備蓄、事業所等の企業内備蓄についても啓発を行っていく必要があると考えております。

4 ページをお願いします。同じく災害対策費の防災行政無線デジタル化整備事業であります。電波法の改正等により防災行政無線のデジタル化を平成30年度から3年間かけて整備をするものであります。事業実施状況としまして、整備工事及び施工監理業務委託であり、成果としまして、30年度末の事業進捗率は約42%となっております。現状と課題にありますが、本事業については、専門性が高い基幹系部分と、市内の事業者で対応可能な建柱部分を分離して発注し、来年度まで事業の進行管理を行っていくこととしております。

次は5ページになりますが、同じく災害対策費の阿久根市Jアラート新型受信機更新事業であります。令和元年度以降も国からの緊急情報を受信し、防災行政無線を自動起動させることができるようJアラートを新型受信機に更新したものであります。

次に、8ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の集落支援員については、30年度からの取組で、事業実施状況にありますとおり、7月から1名を雇用し、各集落の巡回、点検活動等を通じ、地域の課題等について主に区長の皆さんから意見を聞きとりながら、地域の状況把握を行っております。現状と課題の最後のところに記載しておりますが、まずはモデル地区を選定し、地域で話し合い活動を実施していただく取組が必要と考えております。

以上で主要事業の成果説明書を終わりました。決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき主なものについて、御説明をいたします。

決算に関する説明書は25ページをお願いいたします。事項別明細書は19ページをお願いいたします。

それでは、歳出から御説明いたします。なお、節の金額については支出済額の欄で御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費の予算現額5億7,561万2千円に対して、支出済額は5億6,987万9,279円で、執行率は99%であります。

1節報酬の2,069万5,120円は、行政事務連絡員77人分の報酬、電話交換・放送業務等嘱託員3人分、集落支援員の報酬が主なものであります。2節給料から4節共済費までは特別職2名と職員の人件費であります。3節職員手当等の2億6,857万円余りの中には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金1億7,408万円が含まれております。

事項別明細は20ページをお願いします。9節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費であります。不用額の103万円余りは、公用車利用や割引航空券の活用による執行残が主なものであり、10節は市長の交際費、13節委託料の326万314円は、職員の健康審査業務委託料のほか、顧問弁護士の委託料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の3,384万8,561円の主なものは、各種団体への負担金や、決算に関する説明書は26ページをお願いいたします。上から6行目になりますけれども、県から派遣を受けている職員2人分の給与等に係る負担金、区長会の運営補助金であります。25節積立金は、退職手当準備基金に積み立てるものであり、退職手当に係る総合事務組合負担金の精算等に備えて、1千万円と利子分を積み立てたものであ

ります。なお、平成30年度末の退職手当準備基金残高は、1億4,166万6,402円となっております。

次に、2目職員研修費は、予算現額614万7千円に対して、支出済額は449万828円、執行率は73.06%となっております。9節旅費の支出済額411万2,524円は、平成30年度からの総務省への派遣旅費のほか、市町村アカデミーなど県外への研修参加に係る旅費が主なもので、13節委託料については、執行率が低くなっておりますが、外部講師によらず、副市長、財政課長等による独自研修を実施したことによるものであります。19節の33万7,024円は、県自治研修センター研修や市町村アカデミー研修などに係る負担金が主なものであります。

次に、3目広報費は、予算現額2,193万9千円に対して、支出済額2,078万5,588円で、執行率は94.74%であります。このうち、11節需用費の360万4,913円は、広報あくねの発行に係る印刷代が主なものです。

事項別明細書は21ページをお願いいたします。12節役務費の80万9,803円は、広報あくねの発送経費が主なもので、19節負担金補助及び交付金の24万6,240円の主なものは、広報用放送施設整備事業補助金により、各区の戸別受信機の購入助成をしたものであります。25節積立金の1,600万3,012円は、各区の広報用放送施設改修設置補助金分として、地域振興基金に積み立てたものです。

次に、4目文書費は、予算現額593万1千円に対して、支出済額は561万2,473円、執行率は94.63%であります。このうち、13節委託料の128万5,200円は、例規集のデータ更新業務委託料、14節使用料及び賃借料の365万7,204円の主なものは、例規執務システム使用料と印刷機、プリンター複合機等のリース料であります。

決算に関する説明書は27ページになります。事項別明細書は21ページから22ページにかけてとなりますが、7目財産管理費は予算現額6億3,032万2千円、支出済額6億2,670万7,603円。このうち総務課所管の公用車の管理に係るものは、予算現額2,411万8千円、支出済額は2,218万5,037円であり、執行率は91.99%であります。主なものは、7節賃金185万8,986円のうち、総務課所管分は172万2,150円で、30年度からマイクロバス等の運転について臨時職員を雇用して運行しております。11節需用費の支出済額1,147万7,636円のうち、総務課分は1,132万9,245円で、公用車の燃料代、修繕料などであり、12節役務費の487万4,600円のうち総務課分443万8,185円は公用車の自動車損害保険料及び車検整備等の手数料などであります。14節の147万9,820円のうち146万9,020円は、職員等の出張時の高速道路のETC利用料金です。18節の224万6,400円は、議会、議長用等として公用車を購入したものであります。

次に、決算に関する説明書は29ページをお願いいたします。事項別明細書は24ページになりますが、13目交通安全対策費は、予算現額323万9千円に対して、支出済額は298万5,621円で、執行率は92.18%であります。このうち、1節の181万1,400円は、交通安全指導等嘱託員の報酬が主

なものであり、19節の45万2,100円の主なものは、阿久根地区交通安全協会等への負担金であります。

説明書は30ページをお願いします。16目庁舎管理費は、予算現額4,372万8千円に対して、支出済額は4,324万2,356円で、執行率は98.89%であります。このうち、1節の180万5,702円は庁舎・公用車管理員の報酬、7節の495万3,200円は庁舎警備員3人分の賃金であります。

事項別明細書は25ページをお願いいたします。11節需用費の1,655万8,584円は、庁舎における光熱水費と燃料費が主なものであり、13節委託料の1,787万4,712円は、浄化槽や庁舎の清掃業務、冷暖房機保守点検業務のほか、主要事業でも申し上げました庁舎長寿命化計画調査業務907万2千円が主なものであります。

次に、17目電算管理費は予算現額9,780万4千円に対して、支出済額は9,680万9,855円で、執行率は98.98%であります。このうち、7節賃金の98万7,604円は電算関係の臨時職員1名分であり、11節需用費の1,347万5,516円は、電算関係の消耗品等の購入費が主なものであります。12節役務費の740万1,457円は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。13節の1,431万9,180円は、電算システム等保守点検業務が主なものであり、14節使用料及び賃借料の4,020万6,977円は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の2,001万4,052円は、電算システムサポート負担金等が主なものであります。

説明書は32ページになります。事項別明細書は27ページをお願いします。2項1目税務総務費のうち、総務課所管に係るものは、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び旅費であり、平成30年度は研修会を1回開催をしております。

次に、決算に関する説明書は56ページをお願いします。事項別明細書は57ページになります。第9款消防費1項4目災害対策費は、当初予算額2億5,438万4千円、補正額5,428万4千円の減額、予算現額2億10万円に対して、支出済額は1億9,767万1,221円で、執行率は98.79%であります。このうち、予算現額100万円は、総務課消防係の予算であります。また、補正予算の内訳としまして、昨年第3回定例会で災害備蓄として1,500万円の増額補正、本年第1回定例会で防災行政無線デジタル化整備事業の入札残等で、6,928万4千円の減額を行っており、差引5,428万4千円の減となったものであります。11節需用費の支出済額1,115万8,060円のうち、1,113万8,145円が総務課所管分であり、災害備蓄として食糧、飲料水、ブルーシートなどの資機材などの購入を行ったものであります。

決算に関する説明書は57ページをお願いします。事項別明細書は58ページになります。13節委託料の920万7千円は、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務、J-アラート新型受信機更新業務が主なものであります。15節工事請負費1億7,379万円は、防災行政無線デジタル化整備工事費用です。19節の109万9,716円の主なものは、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会等への負担金であります。

以上で歳出を終わりました、次は歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページをお願いします。事項別明細書は4ページをお開きください。説明につきましては、決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明をいたします。

第12款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち、総務課分は庁舎使用料67万8,465円であります。

次に、説明書は17ページになりますが、第14款県支出金2項8目消防費県補助金12万8,508円は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力研修講座への参加旅費及び原子力防災訓練時の消耗品費に充当したものであります。

次に、説明書は18ページをお願いいたします。第15款財産収入1項1目財産貸付収入のうち、総務課分は自動販売機の設置に係る庁舎の貸付料116万3,080円であります。

次に、説明書は19ページをお開きください。15款2項2目物品売払収入50万6千円は、公用車2台の売払い金であります。

次に、説明書は21ページから23ページにかけてであります。第19款諸収入5項4目雑入のうち、説明書の備考欄の総務課分の主なものについて御説明いたします。説明書21ページの下から9行目の庁舎貸付自動販売機電気料は、市民ホールに設置をしております自動販売機の電気料であります。説明書22ページの備考欄の上から8行目の県政かわら版配布手数料は、県からの交付、その下の職員健康診断大腸がん等の検診助成金は、市町村職員共済組合から、検診受診者1人につき1千円の助成があったものであります。その下の原子力立地給付金のうち、総務課分は、庁舎電気消費量及び防災行政無線電気消費量に対して、九州電力から11万9,808円を給付されております。その6行下の水道課貸与パソコン使用料は、公営企業として水道課の使用に係るものであり、8行下の広報あくね広告料は、17事業者等の、その下のホームページ広告料は、3事業者等のそれぞれの広告料であります。その3行下と4行下の職員給与費等負担金は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名と県への派遣職員2名の計3名に係る給与費等について、それぞれ広域連合と県が負担したものであります。その8行下の庁舎案内板広告料は、本庁舎正面入口に設置してある案内板の広告料であります。

説明書は23ページをお願いいたしますけれども、4行目になりますけれども、自動販売機設置負担金は、市民ホールの自動販売機の設置に係る事業者の負担金であります。

説明書の24ページになりますけれども、第20款市債1項8目消防債の収入済額1億8,170万円は、防災行政無線デジタル化事業及び全国瞬時警報システム整備事業に充当したものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の8ページ。集落支援の現状と課題のところの一番下、まずはモデル地区を一つ選定しというのは、実際その選定は済んでるのでしょうか。

松崎総務課長

本年度におきまして、現在、赤瀬川地区自治会をモデルケースとして、今、準備を進めてるといふところでございます。以上であります。

白石純一委員

赤瀬川地区自治会を選んだ何か理由は、あれば教えてください。

松崎総務課長

具体的な理由としましては、先ほども説明の中で申し上げましたけれども、集落支援員が区長さんとの御意見を聞きながら話を進めていく中で、赤瀬川地区については非常に積極的な動きがあったということから、まずは赤瀬川地区をモデルケースとして進めていこうということによって予定をしているものであります。

白石純一委員

次の質問ですが、事項別明細書の25ページ。2款1項16目11節の需用費、これに庁舎の電気、光熱費が含まれていたかと思うんですが、ここ数年、私は予算のときに、庁舎の光熱費、電気料については新電力も含めた入札も考えるべきではないかという提案をしてきたんですが、それに対する直近のお答えは、長寿命化の結果も踏まえて、どういうエネルギーミックスがいいのか、どういう業者、新電力に変えるべきかということも、新電力も含めた検討もすべきかということを考えていきたいという回答だったと思うんですが、現状、その辺りはどうなってますでしょうか。

松崎総務課長

今、委員から御指摘がありましたように、庁舎の改修を先ほど申し上げましたように、本年度から準備をしているところでございます。その中で、エネルギー電力につきましても消耗品等、電気料につきましてどういう節減効果があるかも含めて検討を進めていくべきであると考えております。

白石純一委員

入札をして、仮にその新電力が入札でより安価な料金を提示する場合もですね、特に私の理解ではハードは何も新しくする必要はないし、現状の設備で十分電力業者は変更できるものだという理解していますが、その点はいかがでしょうか。

松崎総務課長

今、委員の御意見のとおりだというふうに認識しております。

白石純一委員

それではですね、少しでも安く市民のために、少しでも安価な電気料を確保するために、入札による電気料金を、業者を選定すべきではないかと、早急ですね、すべきではないかと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

松崎総務課長

電気料金につきましては需用費の中でも非常に大きな金額を占めております。昨年5月に、新電力の会社から御提案がありまして、その中で、29年度の電気料の実績の中で検証していただいたわけなんですけれども、その中で、庁舎

については約6%の電気料の減額を見込める。それから総合体育館については約25%の減額が見込める。また、給食センターについても約17%の減額が見込まれるという試算が出ているところであります。今後、庁舎をはじめとしまして、どういう形で新電力の入札が効果的なのかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

白石純一委員

新電力に必ずしも切り替える必要はないと思うんですが、入札をすることによってですね、当然競争力が働くわけですから、やはり少しでも安価な光熱費、電気代ということはやっぱり市民も望んでいると思うので、その辺りは積極的に検討していただきたいと思います。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

竹之内和満委員

決算に関する説明書の57ページ、9款1項4目の災害対策費の57ページのほうで、防災行政無線デジタル化整備事業というのは各区の防災無線についてでしょうか。

松崎総務課長

ただいま委員が御指摘された部分については、こちらの庁舎側の基幹系のデジタル化の整備事業費であります。

竹之内和満委員

それでは、区のほうのアナログで、デジタル対応できていない各区の防災無線の整備のほうは、これからどういう予定でやっていくのでしょうか。

松崎総務課長

各区が設置、管理をされています公用放送施設の整備については、平成30年度からの予定で進めておりましたけれども、本年度から7区を予定しております。これにつきましては、令和4年度まですべての対象となる区について、整備を進めていく予定としております。以上であります。

竹之内和満委員

了解しました。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、総務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○認定第4号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第4号につきまして、御説明いたします。

はじめに、主要事業の成果説明書のほうの6ページをお開きください。

交通災害共済事業の目的としまして、交通事故による被害を受けた方々を救済するための共済制度として、昭和42年度から開始されております。事業実施状況としまして、平成30年度の加入者が1万164人であり、加入者は減少傾向であります。2の見舞金については、死亡見舞金が100万円、傷害見舞金として、基本額1万円に入院、通院それぞれ1日ごとに記載のとおり金額を加算した額を見舞金として支給をするものです。成果に記載しておりますが、平成30年度は、23件の交通災害に対し148万9千円の共済見舞金を支給しました。内訳は右に記載のとおりです。昨年は死亡見舞金はなかったところであり、現状と課題として、共済見舞金の請求者の8割以上が60歳以上であることから、交通事故の減少に向けた交通安全教室、また各種啓発活動を引き続き実施していくことが必要と考えております。

次に、7ページをごらんください。交通安全街路灯整備事業については、市の防犯組合連絡協議会が管理する防犯灯を交通安全街路灯と位置づけ、LED灯に改修するため協議会に改修経費を補助し、地域の交通安全を図るものであります。実施状況として、総事業、補助額とも95万5,800円で、市内15カ所の交通安全街路灯について、LED灯に改修しております。

それでは、特別会計の決算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

1ページの中ほどの交通災害共済特別会計の欄をごらんください。歳入総額が447万2,658円、歳出総額が330万495円、歳入歳出差引額が117万2,163円の黒字であり、翌年度への繰り越しもなかったことから、実質収支は同額であります。基金への積立額は、20万860円となっております。

決算に関する説明書は18ページをお願いいたします。事項別明細書は23ページになります。歳出について御説明申し上げます。第1款1項1目事業費は、予算現額477万1千円に対して、支出済額は309万9,635円であり、執行率は64.97%でありました。

以下、節ごとにその主なものについて御説明いたします。

8節報償費の支出済額31万8,620円は、共済会費の区長取りまとめ謝金であります。11節需用費の支出済額13万1,858円は、加入申込書の送付用の封筒のほか、加入申込書の印刷経費が主なものであり、12節役務費の支出済額14万357円は、郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。19節負担金補助及び交付金の支出済額250万8,800円は、23件の交通災害共済傷害見舞金148万9千円と平成29年度から交通災害基金を活用し、事業実施している阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金、95万5,800円が主なものであります。

次に、第2款1項1目基金積立金の支出額20万860円は、基金利子等を交通災害共済基金に積み立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。

説明書は17ページになります。事項別明細書は21ページをお願いいたします。

第1款1項1目共済会費の収入済額318万2,355円は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の6,967人分、75歳以上の会員が200円の3,197人分、合計1万164人で、前年度より302人の減となっております。

次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金の収入済額19万9,860円は、交通災害共済基金の利子であります。第3款繰入金の収入済額95万5,800円は、阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金に充当するため、交通災害共済基金から繰り入れたものであります。次に、第4款繰越金の収入済額13万4,643円（訂正あり）は、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第4号について審査を一時中止いたします。

松崎総務課長

先ほど歳入の第4款繰越金の収入済額について、14万と申し上げましたけれども、13万4,643円の間違いでありました。訂正させていただきます。

仮屋園一徳委員長

なければ認定第4号について審査を一時中止いたします。

午前中の審査を中止し、休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（総務課退室）

（休憩 11:59～13:01）

（総務課消防係入室）

○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

的場消防参事

それでは、総務課消防係所管の事項について御説明します。

はじめに、主要事業の成果説明書について御説明します。

186ページをごらんください。9款1項2目非常備消防費、1,706万4千円は、電源立地地域対策交付金を活用して普通消防積載車2台を三笠分団桐野班、折多分団折口班に更新配備したものであります。これにより、災害発生の際には、消防団員が迅速かつ円滑に出動することができるほか、現場における安全を確保でき、効率的な活動の実施が可能となり、消防団としての消防力の確保及び地域防災力の充実強化を図ることができ、管内住民の安心・安全の向上に寄与しました。現状と課題といたしまして、全国において複雑多様化する自然災害が多く発生している状況及び高齢化の進む本市の地域性により、地域住民が消防団へ求める期待は一層強くなっています。平成30年度更新配

備しました車両以外にも老朽化の進んでいる消防団車両があるため、今後も計画的な更新配備を進めていく必要があると考えます。

事業については以上であります。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書についても56ページをお開きください。

第9款1項消防費の予算現額は、5億7,781万5千円であり、支出済額は、5億7,127万8千749円で、執行率は98.9%であります。1目・常備消防費は、予算現額3億741万3千円、支出済額3億741万3千円で、執行率は100%となっており、決算に関する説明書の備考欄のとおり、阿久根地区消防組合への負担金であります。

事項別明細書は57ページになります。

次に、2目非常備消防費は、予算現額7千万2千円、支出済額6,618万9,128円。執行率は94.6%で、決算に関する説明書の備考欄に示しました団員の報酬や退職報償金のほか、普通消防積載車2台分の備品購入費などが主なものであります。

それでは、主な節ごとの支出済額とその内容などについて御説明します。1節報酬1,172万7千円は、消防団員219名分の報酬であります。5節災害補償費150万7,365円は、消防団員の遺族補償年金に係るものであります。8節報償費436万7,928円は、消防団員12名分の退職報償金405万2千円と消防出初式、消防操法大会の表彰用記念品、謝礼等31万5,928円であります。

9節旅費1,775万3,590円は、消防団員の費用弁償1,762万1,910円が主なものであります。11節需用費357万7,670円は、消防団の車両等の修繕料や燃料費、消防団詰所の光熱水費のほか、年末警戒時の激励に要した経費などが主なものであります。12節役務費130万8,294円は、郵便料・電話料等の通信運搬費や各種保険料の経費などが主なものであります。18節備品購入費1,824万768円は、三笠分団桐野班、折多分団折口班に配備しました普通消防積載車2台分の1,706万4千円、消防団員の活動服、チェーンソー作業時の事故防止用ズボンなどの56万2,248円、消防ポンプ車用吸菅、消防用ホースなどの61万4,520円が主なものであります。

なお、繰越明許費につきましては、消防団設備整備費補助金を活用して、トランシーバー、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの資機材購入に係る206万3千円であり、平成30年度中の事業執行が難しいため、今年度へ繰り越したものであります。19節負担金補助及び交付金584万633円は、決算に関する説明書の55ページの備考欄のとおり、消防団員の退職報償金掛金430万800円、団員等公務災害補償等共済基金掛金49万9,793円、消防団員の福祉共済等への補助金として、消防団員互助会に交付した71万9,250円などが主なものであります。28節繰出金135万6千円は、消火栓153基分の維持管理経費として簡易水道特別会計に45万9千円を、同じく299基分は水道事業会計に89万7千円支出したものであります。

次に、3目水防費5,400円は災害対策用の資材を購入したものでありま

す。そのほかについては支出を要する災害が無かったことから支出はありませんでした。

次に、4目災害対策費は、予算現額2億10万円のうち、総務課消防係が所管する予算は100万円であり、11節需用費1万9,915円は、平成30年7月に牛之浜地区で発生しました行方不明者捜索に係る飲料等を購入したものであります。そのほかについては、支出を要する災害がなかったことから支出はありませんでした。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明します。

決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。第19款諸収入5項雑入4目雑入2節団体支出金の調定額は、6,234万2,625円、収入済額は、6,234万2,625円であります。このうち消防係所管分は、決算に関する説明書の備考欄のとおり、消防団員遺族補償年金148万1,100円、消防団員公務災害補償金2万6,265円、消防団員12名分の退職報償金405万2千円であります。

決算に関する説明書は、22ページになりますが、20節雑入のうち消防係所管分は、備考欄の上から10行目の原子力立地給付金175万6,308円のうち5万7千円と、備考欄中ほどにあります、県消防協会火災共済制度出資金割戻金1万5千円、備考欄の下から9行目の自動車損害賠償責任保険返納金1,620円、また、決算に関する説明書は、23ページの備考欄上から11行目にあります県消防協会福祉共済制度返戻金の2万8,672円あります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

消防参事、非常備消防費の説明がされました。だから、消防団員ですね、各地域の活動は私もよく見て、一生懸命みんな頑張っているんですが、一つだけ確認をしておきたいんですが、実は先般の一般質問でですね、私、教育長と7月3日か4日のですね、休校のことについて話をしました。その中で、2日目は非常に晴れていい天気だったんだけど、出水地区でね、阿久根市だけが休校でした。そこで、その理由を話をしましたところですね、各通学路に木などが倒れとって通行できないということも考えて休校にしましたということだったんですね。私のところの分団なんかですね、そういうときは次の朝早くずっと回って、通行できるようにですね、最低でも通行できるようにチェーンソーなんかを持ってやってくれているんですが、その付近は消防団としてしないの、するの。

的場消防参事

山田議員に答えいたします。災害等ありました場合は災害対策本部が立ち上がった場合に、消防対策本部も立ち上がります。その中で、団本部、それと消防署のほうに詰めまして協議するわけですけども、消防団につきましては団長の指示のもと活動します。その中で、台風、大雨、災害等により、規模にもよりますけれども、詰所待機であったり、自宅待機で指示をするわけですね。

ども、各分団、班におきましては、分団長あるいは班長の判断で各地域の、例えば山田議員がおっしゃいました通学路、あるいは道路等をチェーンソー、あるいはそういう資機材で除去したという報告は上がっておりますけれども、実際、全体的に把握できませんので、各分団、班に任せております。

山田勝委員

これはお願いなんですけどね、例えば、私と教育長の話の中ではですね、教育行政の壁というも感じましたけどね、でも現実にはいろんなことを考えたときに、天気が晴れてるのに学校に行けないというのは、全く普通の人から考えればですね、なんでという気になるんですよ。でも、理由が通学路に支障がある場合がある、心配ですのでやらなかったということであつたらですね、それはやはり災害対策本部のところですね、そこもちゃんと、今後ですよ、今後協議をして、各分団に話しをしてですね、お互いに連絡をしながら、そういう問題を解決できるようにやはり取り組んで、私はほしいと思うんですよ。そうしなければ、ああいう教育委員会の範囲だけでやつたらですね、天気のいい日になったとしても行けないということが出てきますのでね、ぜひ対策本部のところでも話し合いをしてほしいと提案をしたい。

的場消防参事

山田議員にお答えいたします。

山田議員がおっしゃるとおり、先ほど私のほうで答弁しましてけれども、把握できる状態で災害対策本部であれば、道路管理者等々も含めて市道、あるいは県道、国道等もありますので、そこら辺りの状況も踏まえまして、対策本部をし、あるいは県等々とも協議しながら、分団でできる分については消防団にお願いしたいというふうに今後考えていきます。また、消防団だけではなくて、署のほうも現場に立ち会いまして処理をしていきたいというふうに考えます。

山田勝委員

ぜひですね、一緒にやって、そういうのは消防も全部一緒になってですね、解決していかないかん問題だと思っただけなんですよね。ですからそれはぜひ次のそういう会なんかでですね、申し入れしてください。お願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(消防係退室、企画調整課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

認定第1号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

はじめに、平成30年度の企画調整課の主な事務事業について、主要事業の成果説明書により申し上げます。

成果説明書の11ページをお開きください。

空き家バンク制度であります。昨年度、関係団体と空き家バンク制度に関する協定を締結し、運用を開始しております。これまで2件の登録があり、昨年度は1件契約に至っております。残り1件も今年度契約が成立したところですが、引き続き効果的な制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

12ページになりますが、空き家活用支援事業では、空き家をゲストハウスや交流の場に活用するための改修事業について、1件、150万円を補助しております。令和元年度は新たな定住支援として、本市への定住を目的に、空き家を購入し改修する場合に補助することとして、新規事業を実施しており、この事業は廃止しております。

13ページになりますが、場外車券売場周辺地域環境整備事業であります。折口地区の岩船グラウンドのトイレが老朽化し、環境衛生上も問題があったことから、地区が実施される整備事業に対し、サテライト阿久根からの協力金を原資として積み立てている地域振興基金を活用して補助を行い、周辺の環境整備を図ったものであります。

14ページになりますが、移住定住促進補助事業では、49件、930万円を、15ページの定住促進木造住宅建築補助事業では、44件、1,021万4千円を、16ページの地域支え合い定住支援補助事業では、9件、142万5千円をそれぞれ補助しており、移住定住の促進や良好な地域社会の形成に寄与したところであります。

19ページになりますが、地域づくり活動支援事業では、区や団体の活動等に対して、536万2千円を交付し、この間の継続的な支援により地域コミュニティの活性化につながっているところであります。この事業につきましては、令和元年度から地域色づくり事業としてさらに拡充し、地域活動等を支援しているところであります。

20ページになりますが、国際交流事業では、昨年4月に台湾台南市善化区と友好交流協定を締結し、各種分野での交流を通じて両地域の発展を図るとともに、11月にはこの協定に基づき鶴翔高校生を善化区へ派遣する青少年交流事業を実施しております。今後におきましても、多くの交流を重ね、さらなる両地域の友好につなげてまいりたいと考えております。

21ページになりますが、乗合タクシー事業では、市内の42区において、2,104回に渡り延べ4,413人の方々の利用をいただいております。平成29年度に比べて多くの利用があったところでありますが、引き続き制度の効用について周知しながら、利用の促進に努めることとしております。

次に、決算の主な内容について、歳入歳出決算事項別明細書及び決算に関する説明書に基づき御説明いたします。

歳出から申し上げますが、事項別明細書は22ページから23ページにかけて、説明書は27ページから29ページにかけてとなります。

第2款総務費1項8目企画費は、予算現額1億9,501万8千円に対して、支出済額は1億6,421万2,486円、執行率は84.2%であります。

以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。8節報償費は、アクネ大使への謝礼や総合戦略事業検証会議への委員の出席謝金が主なものであります。9節旅費は、台湾台南市善化区との友好交流協定締結式や青少年交流事業、

東海・近畿の各地区の阿久根会への出席、参加に係るものが主なものであります。11節需用費は、官庁速報の購読、華の50歳組歓迎レセプションや国際交流関係事務が主なものであります。13節委託料は、市民交流センター整備など都市再生整備計画事業に係る事後評価支援業務委託が主なものであり、市民交流センターや道路の整備等の事業の成果等について整理、分析を委託したものであります。18節備品購入費では、原子力発電施設に係る広報・調査等交付金を活用して、原子力防災に関する車椅子やスロープ、プライバシースクリーンを購入しております。19節負担金補助及び交付金の主なものは、北薩広域行政事務組合や各種協議会等への負担金や肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業のほか、主要事業の成果で御説明いたしました事業に係る補助金であり、企業立地補助金145万3千円を翌年度に繰り越したほか、不用額の主なものは、地域おこし協力隊起業支援補助金について執行がなかったものでございます。25節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳は、説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は30ページから31ページにかけて、説明書は33ページから34ページにかけてとなります。5項統計調査費1目統計調査総務費は、予算現額833万5千円に対して、支出済額は830万5,943円で、執行率は99.7%であります。その主なものは、職員1名分の人件費のほか、消耗品の購入や市民所得推計事務に係る県統計協会への委託料であります。

2目基幹統計調査費は、予算現額410万円に対して、支出済額371万4,780円で、執行率は90.6%であります。その主なものは、1節報酬であり、住宅・土地統計調査等に係る調査等に係る調査員等の報酬であります。

次に、事項別明細書は40ページから41ページにかけて、説明書は43ページになります。第5款労働費2項2目働く女性の家管理費は、予算現額399万2千円に対して、支出済額は385万2,318円で、執行率は96.5%であります。このうち、1節報酬は、働く女性の家指導員1名分の報酬、7節賃金は、働く女性の家の夜間及び土曜日における管理人の賃金が主なものであり、8節報償費は、年度中に開催した市主催講座の講師謝金であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

事項別明細書は6ページ、説明書は11ページをお開きください。第12款使用料及び手数料1項8目1節労働使用料は、働く女性の家の施設使用料であります。

次に、事項別明細書は8ページ、説明書は13ページをお開きください。13款国庫支出金2項1目1節総務管理費補助金のうち企画調整課所管分は、説明書の備考欄記載の社会資本整備総合交付金の市民交流センターの整備事業費等に係る前年度繰越し分と現年度分の3億2,474万円及びエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金456万3,421円であります。

次に、事項別明細書は10ページ、説明書は15ページをお開きください。第14款県支出金2項1目1節総務管理費補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報・調査等交付金や電源立地地域対策交付金が主なものであり、電源立地地域対策交付金は小学校の施設改修など7事業に活用しております。

次に、事項別明細書は12ページ、説明書は17ページをお開きください。

3項1目5節統計調査費委託金の主なものは、住宅・土地統計調査や漁業センサスに係る委託金であります。

次に、事項別明細書は13ページ、説明書は18ページから19ページにかけてとなります。第15款財産収入1項2目1節利子及び配当金のうち、企画調整課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金、地域振興基金に係る利子であります。

次に、事項別明細書は14ページから15ページにかけて、説明書は20ページになります。第17款繰入金1項5目ふるさと創生基金繰入金1,166万1千円は寺島宗則旧家の保存活用事業及びサンセット牛之浜景勝地道の駅の整備に関する基本計画の策定業務に、6目人材育成基金繰入金200万円は台湾台南市善化区との国際交流事業として高校生の派遣事業に、10目地域振興基金繰入金5,502万1千円は、寺島宗則旧家整備事業や折口岩船地区のトイレ整備その他各種事業へ、それぞれ充当しております。

次に、事項別明細書は17ページ、説明書は22ページになります。第19款諸収入5項4目20節雑入のうち企画調整課所管分の主なものについて御説明いたします。説明書の備考欄の真ん中ほどのコミュニティー助成事業助成金は、脇本馬場区の公民館の備品等の整備等に交付されたものであり、その10行下の場外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場外車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。下から4行目の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国庫補助金について、市から交付している乗合タクシー運行事業補助金と重複する分が返納されたものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の15ページと16ページなんですけれども、まず、15ページ、定住促進対策住宅建築補助が30年度は44件、その前のとしが63件、だから3分の2ほどに落ち込んでいるのとですね、16ページの地域支え合い定住促進補助事業、これも30年度は9件、29年度は26件とかなり落ち込んでいるんですが、その要因とかはわかりますか。

山下企画調整課長

白石議員にお答えいたします。

まず、移住定住の木造住宅の補助金についてでございますが、前年度、29年度に比べて若干数が落ちております。これについては、木造住宅の建築動向によるものと考えておりますけれども、当初、この制度が平成26年までというふうに予定しておりましたが、平成31年度まで延長されたということで、29年度はそこへの周知が多くあったのではないのかなと考えております。前年度比で19件、約400万の減となっておりますけれども、この間、継続して活用がなされてきており、事業効果としては一定程度継続しているものと理解しております。個別具体の19件の減った理由等については分析等はいたし

ておりません。それから、地域支え合いの補助金についてでございます。前年度に比べて17件の減ということではありますが、ここにつきましても、補助対象者の要件を厳格に運用したことに伴うものだと思っております。具体的には、新築、増築をして、これまで継続して同居ということではなくて、新たに同居を開始する方を補助対象者としたと。この運用を厳格にしておりました。これまでは現に同居の状態にある方も補助対象者としておりましたが、この運用を厳格にしたことから対象者が減ったということでございます。

白石純一委員

今の最後の件ですけれども、ということは29年度は本来補助すべきではなかった方への補助をしていたということなんですか。

山下企画調整課長

要綱上に本来補助すべき者でなかった者に対して補助してきたということではなくて、要綱の中に、同居の開始時期についての規定がなかったので、同居の開始時期を平成30年度から新たにというふうに見直して、運用を一部厳格にしたと、こういうことでございます。

白石純一委員

そうするとですね、29年度に申請して厳格化する前だったら認められたけれども、30年度になって厳格化されたら認めなくなった可能性がある。そうすると年度をわたって不公平だという指摘もできると思うんですが、その辺はいかがですか。

山下企画調整課長

要綱上、同居の開始時期が明確にされていなかったと、補助金の支出にあたってここは厳格に運用すべきであったということから、平成30年度は新たに同居を開始した場合に補助対象としたと、このようなことになります。

白石純一委員

そうすると29年度まで要綱に不備があったということになると思うんですが、それでいいですか。

山下企画調整課長

要綱上、そのところに明確なものがなかったので、補助金の支出にあたってはそこを厳格にすることが適当であると、こういう判断からそのように取り扱いをしたということでございます。

白石純一委員

それではですね、29年度の方と30年度の方が必ずしも同じ基準で審査されなかったということですが、本来、厳格化すべきであったところがされていなかった29年度の要綱、そういうことがないようにですね、今後注意してください。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

成果説明書ですね、11ページ、空き家バンク、次の移住定住促進補助事業のことについてお尋ねしますが、これは空き家バンクのほうが1件、移住定住のほうが1件と、実績が1件ずつですか。結局、市外の人が入ってきたというわけですか。居住してくれることになったということですか。

山下企画調整課長

まず、11ページの空き家バンク制度について申し上げます。2件登録がございまして、1件は30年度に契約に至っています。また、1件については令和元年度に入ってから契約に至ったところでございますが、いずれも登録された方は市内に空き家を有している方で、もう活用しないのでこのバンクに登録をされたということでございます。それから、次の空き家活用支援事業につきましても、市外の方ではなくて、市内の方で空き家をこの事業を活用して改修された方に対して補助金を交付したということでございます。

山田勝委員

それはそれでいいよね。でも、例えば市外からね、市外の方が阿久根に移り住みたいという方々の対応はどうしてるんですか。

山下企画調整課長

平成30年度については、もちろん空き家バンクに登録したい、市外の方で登録をしたいという方が申し込みがあれば、内容を確認して空き家バンクへの登録は可能だと思っております。それから、もう一つの空き家活用支援事業につきましても、令和元年度からこの事業を廃止して、新たな空き家を活用した定住支援策を開始しておりますが、こちらについては今年度でございますが、市外の方からも活用の要望が出されたところでございます。

山田勝委員

空き家をどれだけ整備するか、そういうことをいろいろしてもね、市外から何人か来てくれる、市外の方が居住してくれるという目的の事業でしょう。だから、あまり聞かないからね、阿久根は成功して何人来たとか、どっから何人来たという話は聞かないんだが、あなたたちはどういふようなふうにしてね、人口をふやすためにやってるわけでしょう、市を活性化するためやってることでしょう。どういうぐあいに取り組み、やろうと思ってるの。あんたたちが積極的にやらないことには進まないよ。

山下企画調整課長

空き家については基本的には市内に点在する活用可能な空き家を有効活用していこう、そのことによって空き家を減らしていこうと、こういうことを目的にして行っております。それから、今、委員が申されました市外からの居住につきましても、移住定住の支援事業という形で事業を実施しております。少し、制度創設後の実績を申し上げたいと思っておりますが、移住定住の促進補助事業の中で、平成24年度からこの事業を実施してきております。30年度までのトータルの実績を申し上げれば100件で、世帯人数にして259人の移住があったところでございます。

山田勝委員

なら、259人の市外にいた人が阿久根に移り住んで、現在、阿久根で生活しているということですか。

山下企画調整課長

御指摘のとおりでございます。

山田勝委員

あんまりそういうのをひしひしと感じないもんだからね。阿久根に移り住んで、脇本には何人か農業している人がおりますよ、東京から来てですね。だか

ら、そういう方々がもっと積極的に出てきてくれるような、阿久根を選んでくれるような、そういう事業の進め方というのをどういう形でやってるのかなど。なら、ことし例えば10人来たいというのが、10人手を挙げたときにどうするの。

山下企画調整課長

そのような希望があって、現在の補助制度の要件に合致する方であれば補助金の交付対象にしていきたいと、このように考えております。

山田勝委員

空き家バンクが1件しかない、家はどうかしてくれるの。

山下企画調整課長

補助対象としては家をみずから、例えば改修されたりとか、新築をされたりとか、購入をされたりとか、こういう要件がございますので、こういう要件に該当した場合にこの補助事業で補助金が交付されるということでございます。

山田勝委員

長島町でね、去年、講演を聞いたらね、それはね、やれいけどんどんでやってる。1つ1つ目に見えてるんだよな。あんた方のは全然目に見えない。だから言ってるのよ。近くに比べるものがあるから、比べるものがあるから。あんなにしてるけど、あんたたちはどうしてるのって。長島と比較したとき、いや、私たちはこれだけやってますよ、負けませんよっていう自信があったら教えて。

山下企画調整課長

移住定住の補助事業につきましては、令和元年度、本年度までを現在の制度では期限としております。今後、新たな移住定住の促進のための制度を来年度に向けて検討、考えていきたいと思っております。その際には他の団体における制度であるとか、こういったものも参考にしていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

とにかくな、してくれな困るわけよ。比較できるからね、比較できるから。僕はいつも言ってるけど、してもせんでも給料は変わらん公務員の世界で、一方は一生懸命やる、あんたたちは実績が上がっていない。悲しくてたまらない。聞いてるだけいいです。

もう1件、去年、国際交流のことで、台湾善化区との交流が始まったわけですけどね、どうしてもちょっと気になるのが、なら、例えば地域おこし協力隊の中にですね、台湾から日本語も一緒に通訳できるような方は招聘できないの。

山下企画調整課長

現在、そういった方の活用はしておりませんが、一つの可能性としてはあると考えております。

山田勝委員

私な、通訳がいないと始まらないんです。だから今後のこととしては十分、やっぱり検討していかなければ、この決算を認めるに値するか、今後、どう取り組むかというのが問題だと思うから言うんですよ。取り組んでください。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

成果説明書でいくと20ページですね。2款1項8目国際交流事業、台湾国籍の方で日本語に堪能な方もおられますが、そういう方を地域おこし協力隊で雇うということは可能ですか。

山下企画調整課長

地域おこし協力隊員として公募するかどうかは一つの可能性だとは思っております。昨年度、実は鶴翔高校生を派遣する際に、事前研修ということで、市内にいらっしゃる中国語の堪能な方に数日間、高校生を対象に事前研修をしていただきました。今後、交流が進んでいく中で、どういう局面があるかわかりませんが、今、委員が申されたことについては、一つの可能性として考えてまいりたいと思います。

白石純一委員

語学だけではなくてですね、他の自治体、近隣の自治体では、地域おこし協力隊なのか、他の形態の臨時職員等なのか、国際交流何とかという制度もあったかと思いますが、そういう形なのか、台湾の方を自治体で雇用しているという例も複数あるようですので、その辺りもせつかく交流ができた、きっかけができたわけですから、十分考えていただきたいと思います。もう1点、同じことですね、昨年、8名の鶴翔高校生が、30年ですね、交流で行ったということですが、このうち、8名のうち、私の記憶では3名のみが阿久根市民であって、他の5名は阿久根市民ではない鶴翔高校生だったというふうに記憶しています。ことしは逆に台湾からの高校生を本市で受け入れると、この成果説明書にはありますが、これは本市の高校生の中に全て受け入れる予定はできているという理解でよろしいのでしょうか。

仮屋園一徳委員長

質問を決算のほうに結び付けていただけたら非常にありがたいと思いますが。

白石純一委員

成果説明書の現状と課題のところ、本年は本市で受け入れとありますので、その確認をさせていただきたいと思います。

山下企画調整課長

今後の交流についてのお尋ねでございました。昨年度は本市から高校生を派遣した事業でございます。本年度は先方から受け入れる形をとっていきたくて思っております。この受入態勢につきましては、現在、鶴翔高校とどのような対応ができるか協議を行っているところでございます。

白石純一委員

この成果説明書に本市で本年は受け入れると書いてあるので、それでいいんですよねという確認ですが。

山下企画調整課長

いずれにしても具体のホームステイ先については、現在、高校と協議を行っているところでございますが、向こうから派遣される中高生については、鶴翔高校との交流等を含め、市内のいろんな視察を行う、こういった意味も含めて本市で受け入れを行うと、このように考えているところでございます。

白石純一委員

ホームステイ先もですね、ぜひ本市でお願いしたいと思います。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(企画調整課退室)

(休憩 13:51～14:04)

(税務課入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂税務課長

それでは、税務課所管の事項について、御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。

説明書の6ページに記載のとおり、市税の調定額合計、21億5,764万4,480円に対し、収入額合計は、19億9,304万6018円であり、調定額に対する収入率は、92.37%で、前年度収入率91.65%を0.72ポイント上回りました。

次に、税務課で取り組みました、主な収入率向上対策について、御説明いたします。

年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止など滞納処分を実施してまいりました。特に、滞納繰越分の出納閉鎖の3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、臨戸訪問等による納税相談、徴収等を集中して実施してまいりました。催告書の発送につきましては、現年度滞納者を中心に9月、11月の2回実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。市外在住の滞納者宅を訪問し、滞納処分のため検索を行いました。換価可能な財産は発見できなかったところ。市外在住滞納者につきましては、徴収や納入催告だけでなく、預貯金や勤務先、給与額等の実態調査を行いながら、市外出張による検索、差押などについても、適正な滞納処分として必要と判断した場合は実施しております。滞納者宅の検索で差し押えた物品の換価につきましては、县市町合同公売会に2点出品し、2点とも落札され、1万1,200円を市税等に充当しました。县市町合同公売会につきましては、県の広報誌・テレビ・ラジオでの広報活動に加え、阿久根市でも広報阿久根、及び市のホームページに掲載し、開催について市民への周知を行ったところあります。次に、預貯金、給与等の差押えにつきましては、23件実施し、53万5,949円を市税等に充当し

ました。搜索、差押え、公売につきましては、今後も取り組みを強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。

このほか、次代を担う児童・生徒に対して、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環としまして、市内7校の小中学校において、税務課職員による租税教室を実施しました。

以上で、平成30年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。

先ほど、御説明いたしました平成30年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約1,206万1千円の増加、滞納繰越分が約1,746万6千円の減少で、合計で約540万5千円、0.25%の減少となっています。税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が、約691万8千円、1.04%の減少、法人市民税が、約709万2千円、6.21%の増加、固定資産税が約892万2千円、0.81%の減少、軽自動車税が約244万7千円、2.68%の増加、市たばこ税が約71万6000円、0.38%の増加、入湯税が約17万8千円、19.83%の増加となりました。また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ1,055万6,346円、0.53%の増加となっています。調定額から収入額を差し引きますと、1億6,459万8,462円となりますが、このうち、2,409万7,780円を不納欠損処分し、残りの1億4,050万682円が収入未済額であり、前年度末に比べ1,518万6,772円、9.75%の減少となっています。収入未済分の詳細については、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。3款利子割交付金の収入済額283万7千円は、県が収入した利子割の額から、徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額、4款配当割交付金の収入済額314万5千円は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から、徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額、5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額369万1千円は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額が、それぞれ市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書11ページ、事項別明細書6ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち、決算に関する説明書の備考欄の5行目、徴税手数料247万9,700円は、所得証明などの証明手数料、及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書17ページ、事項別明細書12ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち、決算に関する説明書備考欄の5行目、徴税費委託金2,678万1,762円は、個人県民税徴

収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき、県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3千円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書16ページをお開きください。19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金の収入済額95万3,380円は、市税滞納分に係る延滞金であります。

次に、決算に関する説明書21ページ、事項別明細書17ページの19款諸収入5項雑入4目雑入では、決算に関する説明書備考欄の雑入の一番目、雇用保険料に嘱託及び臨時職員本人負担分の一部と、次の22ページ上から5行目、コピー使用料の一部、中ほどより少し下、封筒広告料30万円を、それぞれ歳入しております。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出について、主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の32ページ、事項別明細書27ページをお開きください。2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費の支出済額2,439万1,629円について、事項別明細書27ページにより、節ごとに御説明申し上げます。1節報酬592万5,482円は、収納嘱託員1名、窓口事務等嘱託員2名、滞納整理事務指導員1名の報酬であります。4節共済費75万7,623円は、嘱託職員4名分の社会保険料であります。7節賃金23万9,452円は、課税事務補助臨時職員1名分の賃金であります。8節報償費538万9,940円は、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金などであります。9節旅費61万8,420円は、嘱託員等の通勤に係る費用弁償と、県内外への税務関係会議や研修時の旅費であります。11節需用費218万3,665円は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。12節役務費438万3,617円は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。13節委託料8万1千円は、固定資産税に係る標準宅地時点修正評価鑑定業務に係る委託料であります。14節使用料及び賃借料149万5,599円は、地方税電子申告支援サービス使用料、軽自動車検査情報サービス利用料、が主なものであります。

事項別明細書は28ページになります。19節負担金補助及び交付金97万4,737円のうち、負担金は資産評価システム研究センター会費、地方税電子化協議会費、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業事務費負担金、地方税共通納税システムへ対応するための基幹システム改修負担金及び固定資産家屋評価研修会等の会議出席負担金であり、補助金は阿久根市青色申告会運営への補助金であります。23節償還金利子及び割引料234万2,094円は、市税の過年度分の過誤納還付金、及び還付加算金であります。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

事項別明細書の27ページ、委託料8万1千円の、この中身についてもう一回丁寧に説明していただけますか。

垂税務課長

13節委託料8万1千円は、固定資産税の評価に係る標準宅地時点修正鑑定評価業務委託料でございます。3年に1回評価替えをしますけれども、次の3年を迎えるまでの間に評価鑑定を行って、もし下落をしている場合であれば評価を下げるということがあります。必ずしも時点修正をしなければならないという決まりではないですけれども、下がっていくような傾向が阿久根市の場合にありますので、3年ごとの定時の鑑定評価とは別にですね、時点の修正をするための鑑定評価を依頼して、その結果、評価が3年ごとの評価時点よりも下がるようであれば評価を下げますので、当然評価が下がると税額も若干下がるということになります。

竹原信一委員

8万1千円の、この値段の出し方の基準というのはどういうことなんですか。1回につき8万1千円というふうになっているんですか。支払先と、この金額の決め方を教えてください。

垂税務課長

この時点修正は25地点を選びまして、25地点を鑑定評価した場合の見積もりを取りまして、それで鑑定評価ができる一番安い業者1社、鑑定事務所ですけれども、国家のその資格を持っているところに委託を出して、我々のほうで指定をした25地点について、その時点での評価を、市中の売買とか、あるいは公示価格からの差がないとか、そういうところを評価していくという費用ですので、落札をする業者は1カ所、1カ所が25地点を鑑定するということになります。

竹原信一委員

とすると、この相手方は毎回変わっているということなんですか。

垂税務課長

結果としては今のところ変わっていないですけれども、変わる可能性は否定できません。その見積額に応じて落札者が決まりますので、今のところ同じ業者が鑑定評価をしていますけれども、金額が下がれば下がったところに発注をするということになります。

白石純一委員

決算に関する説明書の6ページ、表の一番上の徴収率92.37%についてですが、去年より上がってますけど、この30年度で、県内の他自治体と比べてこの数字はどうなんでしょうか。

垂税務課長

92.37%は、これは過年度、現年度合わせた年度全体の徴収率ですけれども、この数値は県内43市町村中36番目（訂正あり）になります。かなり低いところです。

白石純一委員

徴収率を上げなければというのが課題であるというのを私も理解していますので、もっと積極的に取り組んで欲しいと思うのですが。差し押さえ品を公売

にかけて、1万幾らかの歳入になったということですが、これはネットによる公売も今はできると思うのですが、そういうことはやっておられないですか。

垂 税務課長

ネットによる公売の準備もできておりますけれども、今のところ、今回は2点ですが、検索に入ってもですね、売買の価値が少ない粗品だったりとかですと、なかなか押さえてもその後の販売、あるいはネットに上げてその辺にある品物であって、売買が100円とか10円とかで出しているネット公売もありますけれども、なかなか効果がないということで、そういうものについては今は差し押さえ自体をもともと価値なしということでしていないところでは。今回のこの2点につきましては、未使用の健康器具で、ネットの通販でもあるような、世の中に金額が知れ渡っている品物であったり、ポールハンガーとって帽子をかけたりするものですが、これも未使用できれいに残っていたので、差し押さえたところでは。これはネットによる競売も考えたのですが、県、市、町合同の公売会が年明けにありますし、北薩地区では例年11月頃に実施しておりますので、職員も行きますので、阿久根市としてそこに出して、他市町の状況も見ながら、物の価格の推移も確認しながら、次の差し押さえのときの可否の判断にもなると考えたところでは。ネットに出すと不特定多数の方がとっていただいて、金額が上がる可能性もあるんですけども、それよりも市内あるいは地区、県内の売れる、売れないのところも判断したいなというところもありまして、この2点でしたので、今回はネット公売はしなかったところでは。

白石純一委員

物によってはですね、欲しがるマニアのような方が全国、あるいは世界からもネットですとアクセスできるわけですが、物によってはそういうことも今後考えていただきたいと思います。

竹原信一委員

先ほどの件ですが、25地点の場所と価格がわかる資料を出してもらえますか。

仮屋園一徳委員長

ただいま、資料請求がありました。資料請求するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということで、後ほど資料請求をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

濱田洋一委員

先ほどの4番委員の質問に関連してですが、6ページの市税の収入額及び収入率等は昨年を上回っております。前年に対しまして収入率で0.72ポイント上回っていると課長の説明がありましたが、これは現年度分につきましては昨年を上回っておりますけれども、滞納繰越分、いわゆる過年度分ですが、これは若干減少しているのかなというふうに思います。そうした中で、この滞納繰越分、過年度分の滞納者には市外にも出ていらっしゃる方がいらっしゃるのかなと思うのですが、割合的にはどのような状況でしょうか。

垂税務課長

割合を正確には出しておりませんが、市外に出ている方もいらっしゃるの事実です。その継続して滞納が続いている方が、全体の滞納者の中で2割も3割もということではありません。市外に出られることによって、固定資産がない限りは、ほかの税は出た時点でそこからの調定は立ちませんので、昔の分が残るということです。それについてはできるだけ先ほど申し上げたような処分をしながら、あるいは調査をしながら回収、徴収に努めているところです。連絡がつかない、実態がわからない、転居が繰り返されてしまっていて追いかけるたびに見つからないというパターンの方が残っている方もありますけれども、割合的にはそれが2割も3割もということではありませんが、正確にはちょっと出して見ないと、今、手元にはないところです。

濱田洋一委員

特に滞納繰越分、過年度分の方がですね、徴収するのに大変でしょうけれども、根気強く頑張っていたらいいというふうに思います。

山田勝委員

ちょっとお尋ねしたいんですが、市内を回ればですね、廃屋がものすごく多いですね。危険住宅も多い。そういう中で、果たしてこん税金な、どげんなつとどかいと思うんですが、廃屋の税金は、こちらにいらっしやらない方もいらっしやると思うんですが、どういう状況ですか。収納状況、課税状況は。

垂税務課長

外見から見た廃屋であってもですね、所有者については未登記のものであっても、過去、全棟調査を行ったりとか、常々、現況調査を行っておりますので。ただ、持ち主の方がお亡くなりになられて、相続人調査をしても相続人も不在だという場合は、それでも評価に基づいて税の調定は立ちます。そういうパターンのものでつきましたは徴収はできない、言えば納付書を送る相手すらいらっしやらないということになります。しかし、税の場合は、それでも税としての調定は立てなきゃなりませんので、阿久根市の場合は委員がおっしゃるように、その家屋というのはかなりふえつつあるのかなというのが感じられるところです。このまま相続人とか所有者が見つからない場合は、調定は立つけれども収納に結びつかない税が発生し続けると。とすると徴収率は、分母としての調定は立ち続けますけれども、分子としての収入額は全然ふえないということで、阿久根市の徴収率を伸ばすことに、そういうところも問題点ではありますが、固定資産税係を中心に、相続人の調査、所有者の調査を随時積極的に行っているところです。できるだけ納付書が誰に発送すればいいのかはしっかりと確認して、徴収に結び付けていくのが税務課の仕事だと思っておりますので、鋭意努力をしているところです。

山田勝委員

おおまかなね、あれはわかりますよ、課長の今の説明で。例えば、土地の所有者も家の所有者もわかっている中で、廃屋でこちらにいらっしやらない人もいますよ。ですから私が聞きたいのは、例えば、そういう廃屋とか、あるいは危険住宅でなくてもですね、固定資産として評価している金額というのは幾らぐらいあるんですか。それも、あなたは今、調定額の中に入れるので、分母は多くなるけれども分子が少なくなりますよって言われるでしょ。収納率も悪く

なるんですよ、それもその原因だというふうに受け取ったんですけどね。そういうことから考えたときに、そういう固定資産としてはあがるけど、相手もわからない、請求をしても帰ってもこないというのはどれくらいあるんですか。

垂 税務課長

旧所有者の名前のままで納付書が出て、納付書の送り先がない場合は、正式な受取人が出るまで公示送達をしますけれども、それが大まか一期当たり30件程度はありますので、ただそれが廃屋であって持ち主がいないとは限りませんけれども。廃屋の場合は、危険家屋に見えますけれども、基本的には家屋として体をなしている状況があれば、税務課の固定資産係としては課税をしますけれども、それは随時現況を見に行くと、これはもう朽ちているという状態であれば、家屋がないというふうに評価する場合がありますが、基本的には持ち主の方が解体、あるいは現況を調べていただきたいという連絡がきて行くと、解体してあった、あるいはもう朽ちて柱も倒れ、壁も崩れ、屋根も落ちているという状況の場合に、どういう評価をするのかというのを、その都度その都度その場に応じて検討して評価の額を決めたり、あるいは滅失をかけたということはしていますけれども。件数的にはそれが全てではないですけれども、公示送達をしている件数が30件ぐらいありますので、納付書の送付先が誰になるのかが未定なのはそのくらいということになります。

山田勝委員

直接あなた方には関係ないことなのかもしれないんだけど、廃屋が、イコール危険住宅になって危ないからなんとかせないかんとということになったら、建設課のほうに移っていきますよね。でも、例えば、私の所有物ですよっていうのがなくてですね、あるいは、もうなかなか税金を収納するのに難儀をしているという固定資産があるんでしょう、家屋だけじゃなくて。家屋だけじゃなくて固定資産もたくさんあるのじゃないですか、そういうのもかなりある、それも教えてください。どれくらいあるんですか、その欠損額の中に。

垂 税務課長

今、委員の言われました、そういうものも含めて公示送達を行っているのが30件あります。

〔山田勝委員「30件ぐらいで済むんだったら楽やなあ」と呼ぶ〕

それ以外の家屋につきましては、基本的に調定が立っているものにつきましては、家屋というふうに固定資産のほうで認定したものです。危険であっても家屋の体をなしていれば、調定を立てざるを得ないというものがあります。

〔発言する者あり〕

濱門明典委員

今、廃屋みたいになっているところを更地にすると税金が上がるということで、その処置をしないところがあると思うんですね。住宅としての税金と更地にしたときの税金、そこらのところはどうなんですかね。

垂 税務課長

今の御質問は、住宅があることによって住宅用地になっている宅地については、200平米までは6分の1の軽減がかかり、それを超えた場合は大体3分の1の軽減がかかります。これがその土地に建物がなくなると、その6分の1、3分の1が消えますので、実質、税が元の土地の評価に戻るということです。

家屋を解体すればそれがなくなって上がったように感じはするんですが、本来の土地の評価に戻ると。阿久根市の場合は、場所にもよりますけれども、6分の1、3分の1の評価が仮になくなったとしても、場所にもよりますけれども、どっと上がる場所も市街地には幾つかあると思いますけど。ただ、外のほうに行くと、計算してみるとそれほど上がらないというパターンもあります。それはその場その場で御相談いただいたときに、固定資産税係のほうで大体の試算をしてみまして、市民の方にはお伝えをして御判断をいただいているという状況です。

濱門明典委員

確かにそういう建物がシロアリとか、そういうのにやられて周りも迷惑するという状況がある中でですね、やっぱり税金が更地にしたとき上がるという感覚で更地にできないというような方もいらっしゃるんですよ。周りはシロアリが出たりとかそういうことで被害を被っているという現実もあるんですよ。そこらのところの解決策というのは、考えていらっしゃいますかね。

垂税務課長

おっしゃる中身は理解いたしますが、税務課としてはそれだということで税の扱いが変わるということはないということなんです。ただ、この施策につきましては、企画調整課とか、あるいは都市建設課で、例えば、耐震化とか家屋の改修とかということに関して補助金が出たりしますので、できるだけそういうサービスを活用していただいて、もし修繕がきくような家屋であれば適正な修繕をしていただいて、継続してお住まいいただくと。もしそうでなければ、新築、あるいは解体ということですが。税につきましては、それをするための補助金を持つ課ではないものですから、そのときそのときのその建物、土地等々を評価するというところに、業務としてはとどまっているところです。

濱門明典委員

了解しました。

岩崎健二委員

今の件なんですが、土地については6分の1軽減、あるいは3分の1軽減ということですが、それプラス家には固定資産税がかかっていますよね。建物を壊すことによって建物の課税はなくなり、ただし宅地については軽減がなくなり元に戻る。合計すると、当然下がると思うのですが、いかがですか。

垂税務課長

今の理論で計算しますと、場合によっては下がっていく土地もあれば、場合によっては6分の1と3分の1が消えただけで税が上がるというパターンもあります。下がるパターンというのは、家屋の税が発生している場合は、家屋の税が消えますから当然税は下がります。でも土地の税が6分の1、3分の1が消えますので上がってしまいます。相殺して、もしかしたら下がるパターン、あるいはとんとん、ちょっと上がるというパターンがありますが、全く上がってしまうのは、家屋が古くて、家屋は20万円の評価を切ると免点未満と言いまして税が発生しません。例えば、昭和の初期とか、戦前の家とかで残っているものをずっと継続して使われている場合、修繕とかされてですね、評価が20万を切っている家は、解体しようがしまいが税が発生していませんので、家はあっても。それを解体すると、6分の1軽減、3分の1軽減がなくなってし

まいりますので、土地代だけが上がって税はあがるというパターンもあります。一概に家があるから家をなくせば安くなるだけでは、ちょっと回答は難しいところでは。

竹原信一委員

今の件です、建物なくなりました、宅地ではなくなりました。宅地でなくなるということもあるわけですね、家がないということで。それで、地目が宅地から雑種地になるということも含めるとどうでしょうか。宅地から雑種地になると大分変わるんじゃないですか。どれくらい違うの。

垂税務課長

個別にどれかのパターンをとらなければ難しいですけれども、今、竹原委員が言われたように、地目が変わることによって評価単価が下がることもありますので、それによって家がなくなって、雑種地になって、評価単価が下がって、前の6分の1、3分の1軽減よりも評価が下がって税が下がるというパターンの宅地も存在するかもしれません。それはもう、それぞれの評価をそれぞれ計算するしかお答えできませんけれども、いろんなパターンの中に、竹原委員のお話も岩崎委員のお話もあります。全てある可能性があるということです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで皆さまにお諮りします。

きょうの予定は税務課までですが、まだ時間に余裕がありますので、もう一つ福祉課まで審査したいと思っておりますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

(税務課退室、福祉課入室)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

それでは、福祉課所管の事項について御説明します。

初めに、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明します。

説明書の28ページは、障がい者自立支援介護給付事業であり、自宅及び施設入所している障害者について、日常生活における介護支援を行う事業であり、居宅介護事業をはじめとする5事業について実施しているところであります。

次に、29ページの障がい者自立支援訓練等給付事業につきましては、事業の目的に記載のとおり、身体機能や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ、4事業を実施したところであります。

次に、30ページをお開きください。障がい者自立支援計画相談支援給付事

業につきましては、障がい福祉サービスの実施に際し、サービス利用計画の作成が必要であることから、実施する事業であります。

次に、32ページをお開きください。障がい者自立支援医療費等事業につきましては、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に、医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては、事業実施状況のとおりであります。

次に、33ページの地域生活支援事業につきましては、障がい者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業をはじめ、8事業を実施したところでありあります。

次に、37ページをお開きください。子ども発達支援センターこじか運營業務委託であります。早期の療育が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業、支援が必要な児を対象に保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行う保育所等訪問支援事業、及びサービスを利用するにあたり、連絡調整や支援利用計画を作成する相談支援事業の3事業を一括して行う児童発達支援センターこじかの運営を、社会福祉法人青陵会に業務委託したものです。当施設は、本市のみならず、出水地区の中核的な支援施設として、療育指導や研修が実施されており、利用児の中には、こじかでの療育支援により、発達障がい等が解消され、生活の場を通常保育へシフトすることができたケースもあつたところ。なお、当施設の運営については、平成31年度からより質の高い、きめ細やかな療育の提供が継続して図られるよう、指定管理者制度を導入したところ。です。

次に、38ページになります。出生祝い商品券支給事業であります。子供の出生を祝福し、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降の子供に10万円の出生祝い商品券を支給することにより、育児に要する経費の経済的支援を行うとともに、商品券を保健師が新生児訪問する際に持参して支給することにより、訪問拒否の防止にもつながり、乳児期において母親の産後うつ等の早期発見及び虐待予防にも役立っております。ただ、支給対象者も23年度から28年度までは130人台で推移しておりましたが、29年度が114人、30年度は108人と減少傾向にあり、安心して子供を産み育てる環境づくりに努めていく必要があるものと思っております。

次に、40ページになります。生活困窮者自立相談支援事業であります。経済的に困窮し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができなくなる恐れのある方からの相談に対応し、抱える課題を継続的に分析し、自立に向けたプランの作成や支援サービスのための関係機関との調整等を実施し、生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に自立相談支援事業を、市社会福祉協議会に委託しております。年間の相談件数は81件で、内容は多岐にわたっており、最も多い相談が収入や生活費に関する件であります。事業の成果としては、支援員が他事業へのつなぎ関係機関と連携・共有することで、協働して相談者の立場に沿った支援ができるケースがふえております。また、機関紙等により当事業の相談窓口の周知に努めておりますが、潜在化しやすい対象者の掘り起し

のために、今後、周知方法を工夫することが必要と考えております。

次に、41ページになります。子どもの学習支援事業であります。新規事業になります。当該事業は、生活困窮世帯の子供たちの貧困の連鎖を断ち切るために、小・中学生を対象に、学びの場を設け学習の補助や学習への動機づけを含めた支援を行うことを目的として実施したものであります。事業内容としては、2期に分けて事業を実施し、1期目が夏休み期間中を利用し、週3回を原則とし、計13回実施し、40名の応募がありました。また、2期目は、1月から3月の第2週を除く毎週土曜日、計9回実施し、12名の応募がありました。事業の成果としては、講師がマンツーマンに近い形で、子供たちへの学習を支援し、学習習慣の定着や進学意欲の向上および学力向上につながったものと思われま。

次に、42ページになります。扶助事業の生活保護であります。これは生活保護受給者に対する扶助事業になります。29年度と比較して、2,282万9千円の減少となっており、減少の要因としては、医療扶助が2,085万5千円の減少と最も減少額が多く、主な理由として、外来受診費及び入院費が減少したことにより、医療扶助費の減少となったものであります。続いて、生活扶助が579万5千円の減少となっており、主な理由としては、高齢者の世帯数が減少したことによるものであります。なお、30年度の保護世帯数は月平均122世帯で、保護者数は165人で、前年度と比較して6世帯減少で2人の増加となっております。

次に、44ページになります。子ども医療費助成事業であります。当事業は、子供に係る医療費について助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持・増進を図ることを目的としているところであります。なお、昨年8月診療分から対象年齢を15歳から18歳に引き上げ、より広い子育て世帯の経済的負担の軽減が図られたところであります。さらに、10月診療分からは住民税非課税世帯の未就学児を対象に、窓口での負担が無料となる現物給付方式を導入し、経済的理由から診療をひかえていた世帯について、子供の健康の増進が図られたところであります。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わりました。次に、決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は31ページをお開きください。

第3款1項1目社会福祉総務費の2節給料から4節共済費は、職員9人分の人件費であり、うち福祉課所管分については6人分となります。

事項別明細書は32ページになります。13節委託料は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料であります。平成30年度は、市内の8社会福祉法人中、2法人について指導監査を実施したところであります。19節負担金補助及び交付金は、備考欄に記載の福祉関係団体への負担金補助及び交付金であります。28節繰出金は、健康増進課所管分であります。次に、2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものであります。

決算に関する説明書は、35ページになります。13節委託料のうち、子ど

も発達支援センターこじか運營業務は、主要事業の成果説明書でも触れましたが、子ども発達支援センターこじかの運営委託料であります。19節負担金補助及び交付金のうち、高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、福祉課は74歳以下で障がい者手帳を所持している方を対象とし、6人の利用がありました。なお、利用者が少なかった理由として、障害者に対する他の移動支援サービスを利用したことによるものです。次に、20節扶助費の各事業の内容については、主要事業の成果説明書に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は34ページになります。2項1目児童福祉総務費1節報酬は、家庭相談員2人分及び窓口事務嘱託員1名分の人件費が主なものです。2節給料から4節共済費は、児童対策係及び子育て支援係の職員6人分の人件費に係るものであります。8節報償費のうち、出生祝い商品券については、主要事業の説明書のとおりであります。20節扶助費の主なものについて説明いたします。児童扶養手当は、ひとり親家庭の母又は父等に支給するものであり、延べ2,703人に支給しました。自立支援教育訓練給付事業については、申請があった3人に、334万6千円の助成をしました。ひとり親家庭医療費助成事業については、延べ5,829人に助成をしました。子ども医療費助成事業については、延べ2万6,855人助成しております。

次に、決算に関する説明書は38ページになります。2目児童措置費20節扶助費は、児童手当として支給したものであります。支給した延べ児童数は2万4,201人、対前年度比636人の減でありました。次に、3目保育所費は、みなみ保育園の正規職員2人と保育士嘱託員9人、看護師嘱託員1人、給食嘱託員2人の人件費及び施設管理費等が主なものであります。

事項別明細書は35ページになります。13節委託料は一般廃棄物収集業務など、備考欄に記載の9件の業務を委託したものであります。17節公有財産購入費の食器消毒保管庫及び18節備品購入費の配膳用折たたみ式ワゴンについては、いずれも給食用の器材であり、老朽化により買い替えを行ったものであります。次に、4目児童館費の主なものは、13節委託料の放課後児童健全育成事業であり、放課後児童クラブの運営委託費であります。14節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブで使用しているN T T阿久根ビルの賃借料が主なものであります。次に、5目保育施設運営費は、保育所運営にかかる扶助費が主なものです。

事項別明細書は36ページになります。13節委託料の地域子育て支援センター事業784万2千円は、社会福祉法人青陵会に委託し、おりた保育園で実施している保育園に入る前の親子を対象とした子育てサークルの育成・支援や、育児不安についての相談・援助等に係る委託料であります。

次に、決算に関する説明書は39ページになります。19節負担金補助及び交付金の主なものは、保育対策等促進事業2,025万8,020円であり、各保育園で延長保育事業等を実施し、その実績に応じて補助するもので、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところであります。20節扶助

費であります。保育所運営費については、市内の私立保育園及び認定こども園7カ所、さらに市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の計11カ所に対し、延べ児童数7,590人分とし、7億406万1,320円を支出しました。

次に、3項生活保護費1目生活保護総務費は、保護係職員4名分の人件費及び生活困窮者自立相談支援事業等が主なものであります。13節委託料は、備考欄に記載の業務に係る委託料であり、生活困窮者自立相談支援事業については、主要事業の成果説明書のとおりであります。23節償還金利子及び割引料は、平成29年度分生活扶助費等国庫負担金等の国への返還金であります。次に、2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、主要事業の成果説明書のとおりであります。

次に、事項別明細書は、37ページになります。4項1目災害救助費20節扶助費については、住宅火災見舞金2件、10万円を支給したものです。

以上で、歳出を終わり、歳入について、御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。第11款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、いわゆる保育料であります。不能欠損額57万2千円、収入未済額259万5,270円は保育料の滞納分であります。保育料滞納分への対策については、児童手当の支給時などに納入相談を実施するとともに、夜間の訪問徴収や電話相談、催告書の発送など取り組んでまいり、徴収率は93.85%と、前年度と比較して2.38ポイントアップしました。なお、平成29年度から夜間や休日等でも納入できるようコンビニ納付を導入し、利用者の便宜を図ってまいりました。また、今回、市外への転出等の理由により徴収困難と思われる者について、平成23年度から平成25年度分、対象保護者2名、延べ36月分を不能欠損処分としたところであります。収入未済額については、本年9月12日現在において、81万4,300円が納入済であり、178万970円の残額となっており、引き続き徴収に努めてまいります。

次に、決算に関する説明書の12ページ、事項別明細書は7ページになります。第13款1項2目民生費国庫負担金のうち1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものです。2節児童福祉費負担金の保育所運営費及び児童入所施設措置費については、国の負担割合は事業費の2分の1、児童扶養手当については3分の1となっております。3節児童手当給付費負担金については、事業費の約3分の2が国の負担となっております。4節生活保護費負担金は、事業費の4分の3が国の負担であります。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は8ページになります。2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金では、地域生活支援事業費が主なものであり、基準額の2分の1を国が補助するものです。2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金については、一時預かり事業、子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ運営事業に係る補助で、補助率は基準額の3

分の1、母子家庭等対策総合支援事業費は、母子家庭高等技能訓練促進費に係る補助で、補助率は基準額の4分の3であります。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は9ページになります。3項2目民生費委託金2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費に係る分であります。第14款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係るものであり、県が事業費の4分の1を負担するものです。

次に、決算に関する説明書は15ページになります。2節児童福祉費負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1であります。3節児童手当給付費負担金につきましては、県負担は事業費の6分の1であります。

次に、事項別明細書は10ページになります。4節生活保護費負担金は、居所不明者に対する扶助費の4分の1を県が負担するものです。次に、2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業費、地域生活支援事業費が主なものであります。重度心身障がい者医療費助成事業について県の負担割合は2分の1、地域生活支援事業は、障がい者の日常生活用具給付事業や地域活動支援センター事業、相談支援事業等に係るもので、4分の1の補助であります。2節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が、放課後児童クラブ運営事業や延長保育事業等に係るもので3分の1補助、乳幼児医療費助成事業費、ひとり親家庭医療費助成事業費及び多子世帯保育料等軽減事業費が2分の1補助となっております。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は12ページになります。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金及び2節児童福祉費委託金は、市町村権限移譲交付金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書19ページ、事項別明細書は13ページになります。第15款1項2目利子及び配当金のうち、決算に関する説明書19ページの上から5行目、地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。第19款5項4目雑入2節団体支出金のうち福祉課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などの児童発達支援事業に充当しております。これは、子ども発達支援センターこじかで実施する児童発達支援事業に係る給付費として、国保連合会からの交付金であります。

次に、20節雑入のうち福祉課所管の主なものとして、決算に関する説明書の雑入の上から7行目の延長保育事業利用料、一時保育事業利用料、保育所職員給食費負担金は、いずれもみなみ保育園分であります。また、13行目と14行目の相談支援事業他団体負担金と地域活動支援センター事業他団体負担金は、いずれも長島町と共同実施している長島町分の負担金であります。

次に、決算に関する説明書は22ページになります。上から7行目生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であり

ます。なお、雑入の収入未済額のうち208万6,888円については、生活保護法返還金のうち平成30年度中に返還が終了しなかったものであり、滞納繰越処分を行い、対象者は5名であります。また、下から10行目重心医療費助成金返納金、下から3行目の過年度分こども医療費返納金、2行目過年度分児童福祉費国庫等負担金が福祉課所管分であります。

次に、第20款1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債については、平成30年度において、災害等による貸付該当者がなかったため、全額不用となったものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[発言する者あり]

竹原信一委員

主要事業の成果説明書40ページ、生活困窮者支援事業、80件ほどの相談があつて、実際に成果があがった、相談者の立場に沿った支援ができたケースというのは何件ほどありましたか。

川畑福祉課長

困窮者に対する立場に沿った支援ができた件数ということでありまして、この件数につきましては、それぞれ成果というか、結果を取っていない状況でありまして、支援事業に対するアドバイス、そちらのほうですね、できるだけ利用者の立場に沿った形で、場合によっては法律相談であったり、関係機関につなげたりして、最終的に利用者が納得できるような形で、できるだけ対応しているというふうに理解していただければと思います。

竹原信一委員

あの、気持ちは大変よくわかります。でもね、立場に沿った支援ができるケースがふえていると書いてあるんですよ。事業をしたら、この事業をした成果というのはちゃんとほからなきゃ、なんらかの物差しを持って。私たちは頑張りましただけじゃだめですよ。しかもこれふえてきてるって言うんだから。ふえてきている根拠がないわけですから、言葉は正しく使わなきゃいけない。そして、ちゃんとどのような成果を出したか記録も残しておかなきゃいけないし、どうすればもっと成果を上げられるのかを工夫していかなきゃいけない。物差しをちゃんとつくらないからそんな説明しかできないんですよ。これはよくないですよ。多分この事業自体に問題があるかもしれない、体制にね。おそらく課を越えた対応をしなきゃいけないことがあるはずなんですよ、いつも。だけでも受託事業者がそれをできるかっていうと無理なんです、これ。これはもっとね、課を越えた形でも取り組める措置、そっちのほうに提案、あるいはこんな問題がありますっていうのをやれる体制をつくらないと。今の状態じゃ、これは700万円はもったいな過ぎる使い方になると思います。ちゃんと各課、まあ、総務課長と話してください。よろしく申し上げます。

栗林保護係長

先ほどの委員の質問に対しまして、補足で。相談内容はですね、多岐にわたっているいろいろございまして、分析としまして、新規相談件数は56件ほどあり

ました。その中でですね、主にその方が悩んでいる相談というのがですね、収入、生活費のことが31件ほどありまして、それ以外にですね、債務いわゆる借金ですね、そういったところの相談内容につきましても相談を受けて、無料弁護士相談とか、そういったところにつなげたりしております。それとですね、家賃とかローンとかですね、そういったことの相談などについても関係機関につないで、解決する問題もあったり、継続する問題もあったりしているところでございます。あとですね、新規相談件数につきましては56件ではありますけれども、1人の方が1件の相談ということではなくてですね、全部で申し上げますと105件くらい相談が寄せられているところであります。その細かい、2番目、3番目の相談につきましてもですね、関係機関と連携をさせていただいて、つないで解決できるところは解決していただいて、そして、引き続き相談が必要ということであれば引き続きの相談もできます、というような形でつないでですね、相談を終えているところです。これが成果と言えれば成果になっていると思います。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、認定第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室)

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。あすは午前10時から再開いたします。

(散 会 15時20分)

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳